

ラオス民事訴訟法（2012年改正）（1）

元ラオス法律人材育成強化プロジェクト専門家（2010年～2017年）

弁護士 石岡 修

【目次】

はじめに ～和訳にあたって

第Ⅰ編 総則

第Ⅱ編 民事訴訟手続の基本原則

第Ⅲ編 訴訟手続における裁判所の権限及び責務

第1章 訴訟手続における各審級の人民裁判所の権限及び責務

第2章 民事部の管轄

第3章 労働部の管轄

第4章 商事部の管轄

第5章 家事部の管轄

第6章 少年部の管轄

第Ⅳ編 訴訟手続の主体

第1章 訴訟手続に責任を負う者

第2章 人民検察院において訴訟手続に責任を負う者

第Ⅴ編 訴訟手続への参加

第1章 訴訟手続に参加する者

第2章 訴訟手続における代理人

第Ⅵ編 事件における証拠

第Ⅶ編 裁判所の強制措置

第1章 請求を保全するための強制措置

第2章 緊急の一時的強制措置

第Ⅷ編 召喚状及びその他の裁判書類の発行、送付及び告知

第Ⅸ編 預入金及び裁判費用

[以上今回掲載]

第Ⅹ編 第一審裁判所における訴訟手続

第1章 裁判所に対する訴え及び非訟申立

第2章 検討のための訴状の受理

第3章 共同の訴え

第4章 事件記録の調査

第5章 当事者間の調停

第6章	第一審裁判所における尋問手続の準備
第XI編	期日
第1章	第一審の法廷における尋問に関する一般原則
第2章	開廷手続
第3章	弁論
第4章	密室での検討及び判決言渡
第XII編	控訴審裁判所における訴訟手続
第1章	第一審の裁判に対する控訴申立及び異議申立の権利
第2章	控訴審裁判所における事件の検討
第3章	控訴審裁判所における尋問手続
第XIII編	破棄審裁判所における訴訟手続
第1章	裁判所の判決に対する破棄申立及び異議申立の権利
第2章	破棄審裁判所における事件の検討手続
第XIV編	判決の執行
第XV編	再審
第XVI編	民事非訟申立がある場合の手続
第1章	民事非訟申立に関する一般原則
第2章	行為無能力であることの認定を求める申立
第3章	失踪又は死亡の宣告を求める申立
第4章	土地登記証の紛失の確認を求める申立
第5章	債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立
第XVII編	民事訴訟手続に関する国際協力
第XVIII編	最終条項

はじめに ～和訳にあたって

ラオスの民事訴訟法を日本語に訳すということの意義を考えるうえで忘れられない出来事がある。2011年1月25日のJICAネットセミナー（日ラ双方が出席して行われるテレビ会議）のときのことである。それは、現在まで続くJICAのラオス法律人材育成強化プロジェクトの、フェーズ1が始まって間もない頃で、民事訴訟法サブ・ワーキンググループが初めて日本のアドバイザーグループの先生方と意見交換をする機会であった。会議の後に、ご出席いただいていたICDの山下輝年部長（当時）から、ラオス側資料の日本語訳で使われていた「公判」という言葉について、「民事で『公判』はおかしいよ」とご指摘があった。ごもっともなご指摘であるが、同時に答えのない問題を宿題に出されたようにも感じた。このラオ語「パスムサーン」（脚注7参照）は刑事訴訟でも用いられており、そちらでは概ね「公判」と訳されてきた。ラオスでは民事と刑事の「パスムサー

ン」に質的、概念的な違いがあるとは思われておらず、その意識が同じ言葉となって表れている。民事でこの言葉を何と訳すかは難しい問題で、その後も幾度となく訳者の方々から相談された。法律を知れば知るほど、また日ラの法制度に詳しくなればなるほど悩ましくなる言葉である。

山下部長は、周知のとおり、日本によるラオス法整備支援の草創期に現地調査などで活躍された方であるから、ラオスの民事、刑事両方の手続の概要は勿論、ラオスの民事における法廷での手続と刑事におけるそれが、手続や概念において近似することなどもご存じだったのであろう。もしかするとラオ語も多少理解されていたかもしれない。いずれにせよ、山下部長の「パスムサーン」に対する態度は、こういった背景事情を理解されていると考えてもなお首肯するに足る、法律を訳すうえでの王道と言っても良い一つの考え方を反映している。すなわち、「日本語にしたときに完結する」、あるいは「日本語で読んで無理なく理解できる」ように訳す、という考え方である。そこでは、個々の翻訳作業において、時に大局的な見地から大胆な変換を行うことが求められ、そのため訳者に両国の法律に関する深い理解が求められることは言うまでもなく、個々の翻訳作業においても実質的な価値判断が必要となる。しかし、如何に優秀な頭脳であっても完全に日本語に訳すことが不可能であることは論を待たない。例えば上記の「パスムサーン」であれば、「期日」と訳すと、日本語としては違和感なく読めるかもしれない。しかし、他方で、ラオスにおいてこの概念が民事刑事共通のものとして受け止められているということや、刑事で捜査に対応するものとして公判があるように、民事においても裁判官の職権による非公開の事前調査（184条以下。脚注8参照）に対応するものとして「パスムサーン」があるといったニュアンスは表現されない。表現されないだけでなく、その点について問題意識を与える契機が永久に失われる。読み手は基本的に日本における「期日」と同様の概念として「パスムサーン」を受け取る。一般に、諸外国のドナーを見ていても感じることであるが、高名な方々に関与してもらうがために、資料や情報を整えすぎて、結局ラオス側の意識とかけ離れた情報提供がなされ、噛み合わない議論が続くことがある。これは、上記の翻訳に関する考え方の延長線上にある、避けがたい落とし穴のように感じられる。

この対極に想定できるのが「できる限り直訳する」という考え方である。一つ目の考え方が、翻訳上、本来的に避けがたい意味やニュアンスのギャップを訳者の下で解消しようとするのに対し、この二つ目の考え方は、それを読み手に委ねようとする考え方と言える。しかし、この態度にも限界があるのは容易に理解できる。読み手において噛み砕くことを期待するため、限られた人にしか意味を見いだせない文章となる。私自身の経験でも、英訳されたラオ語の文章を読んで全く意味がわからず驚き、原文にあたってみたところ本当にそのとおりに書かれてあり二度驚いたということが何度もある。主語がなかったり、述語がなかったり、書かれざる主語が途中から変わっていたりする。ラオ語であればまだしも、それを外国語に直訳した際の違和感は相当のものである。

この問題に結論はない。山下部長の何気ない一言は私に問題意識を植え付け、それは任期を終えるまで解決することはなかった。いずれの考え方にも問題がある。現実には、読み手や状況に合わせて、両者の中間のどこかが選択されるであろう。私はそのようにしていた。しかしそれは抽象的な意味での真の翻訳からはほど遠い、次善の策に過ぎない。別の見方をすると、これは、多様な文化が相互の接触によってこそ発展していくという、法整備支援のダイナミズムの核心そのものに関わるのであって、翻訳はその最前線であるからこそ、完全な解がないのは当たり前で、むしろそこで悩み続けることこそが法整備支援の意義であるとも言えるかもしれない。そうであれば、答えがないとはいえ、少なくとも、美しい翻訳で問題意識を葬り続けることは法整備支援においては背理なのではないか。

本訳は、このような結論のない問題に対する一つの可能性を提示したいという動機に基づいている。すなわち、訳すうえで悩ましい点を、背景を含めてできる限り多く脚注の形で記載した。それにより、本文を読んで違和感なく読める部分についても、問題意識だけは将来に向けて残すことができるのではないかと考えた。その意味では脚注に本質がある。本改正民事訴訟法は、2012年に施行され、すでに6年が経過し、今国会（2016年から2020年）中に改正が見込まれている。また、現時点では日本のビジネス界においても重要性が高いとは言いがたいかもしれない。それでも、本訳の脚注に記載した事情は、問題意識を将来に継承するという一点において、学術面でも実務的な翻訳においても、本法の改正後であってもなお意味を持ちうるのではないかと期待している。両国の相互理解の一助となれば幸いである。



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主 調和 繁栄

国民議会

第13号/NA

ヴィエンチャン首都, 2012年7月4日

民事訴訟法（改正）

第I編 総則

第1条（改訂） 目的

この法律は、民事、商事、家事、少年及び労働に関する紛争及び請求を、事実に則し、また法律及び正義に照らして詳細且つ正確に解決し、もって社会経済体制を維持し、国家、組織及び企業の財産を保護し、社会及び当事者の法律上の権利及び利益を保護し、法律違反の減少、撲滅を促進し、法律を厳格に尊重、遵守する為の訓練を提供し、社会経済体制を発展させる役割を担うべく、原則、規制及び手段を明確にするものである。

第2条（改訂） 民事訴訟

民事事件とは、物、金員、金又は知的財産などの財産的關係及び名前、氏、尊厳などの非財産的な人的關係を巡る紛争である。

民事訴訟とは、規則法律に従い、民事、商事、家事、少年、労働、その他の紛争に関する訴え及び非訟申立¹を審理²し、解決するために、裁判所及び手続参加者が行う活動である。

¹ 「非訟申立」＝「ガーンホーンコー」。直訳は「請求」「申立」等であるが、ここでは、2012年民事訴訟法改正によって訴えに併存するものとして新たに導入された裁判申立類型を指している。一方当事者のみの参加によって手続が行われる点に特徴がある。語句の一般的な用法と区別するため、意味からこの訳語を宛てている。但し、訴訟構造上、一般的な手続に対する特殊の手続であることや、その定義において「紛争（コーカッニェーン）になっていない」と定義していることから（3条2号）、日本などにおける非訟手続に近い面がある一方で、厳密には必ずしも争訟性がないわけではなく、例えば不合理に出頭を拒む者に対する債権の回収なども含まれる（350条参照）。その意味では、この訳における「非訟」は、いわば形式的観点から二当事者が対立する手続形態をとらないという意味に過ぎない。

他方、本法の中には、同じ「ホーンコー」を使っているが、この厳密な手続を指すわけではない場合もあり、その場合は一般的な用法に従って「申し立てる」「求める」等の訳を充てている。

² 「審理」＝「ピチャーラナー」。「検討する」という意味の日常語であり、本訳では文脈に応じて「審理」又は「検討」の訳を宛てている。

民事訴訟には商事、家事、少年及び労働事件がある。

第3条（改訂） 定義

この法律で以下使用される用語は、次のように定義される。

1. 訴えとは、民事、商事、家事、少年及び労働事件に関する紛争を審理し、解決することを裁判所に求める申立である
2. 非訟申立とは、紛争になっていない問題について審理し、認定、確認又は宣告³を行うことを裁判所に求める申立であり、例えば失踪の認定、土地登記証紛失の確認又は死亡の宣告などである
3. 反論⁴とは、開廷前の手続段階において、一方当事者が他方当事者の請求⁵又は証拠⁶に対して行う説明である
4. 弁論⁶とは、法廷において⁷、一方当事者が他方当事者の請求又は証拠に対して行う説明である
5. 取調べ⁸とは、裁判所が開廷前に行う質問又は証言の取得である

³ 「認定」＝「ハップフー」，「確認」＝「ヤンユーン」，「宣告」＝「パガート」。厳密な違いがあつて使い分けられている訳ではなく、意味としては、ほとんど違いがないと思われる。非訟事件の類型において、失踪については「ハップフー」が、土地登記証については「ヤンユーン」が、死亡宣告については「パガート」が用いられる。但し徹底はしていない。便宜的に上記訳語を使い分けているに過ぎない。

⁴ 「反論」＝「トーニェーン」。次号「トーティヤン」と対になる概念。違いは場面が異なる点にある。

⁵ 「請求」＝「コーサヌー」。日本の民事訴訟法学で使われる厳密な意味での「請求」ではない。それに該当する概念は、ラオスには明確には存在しない。ここで「請求」と訳した語は、一般的に「求めていること」という意味の言葉である。

⁶ 「弁論」＝「トーティヤン」。前号「トーニェーン」と対になる概念。なおこの語は法廷での審理において、最終的に当事者が行う意見陳述の意味でも用いられる（237条）。

⁷ 「法廷において」＝「ナイティーパースムサーン」。「ナイ」＝in、「ティー」は場所を表す言葉。「パスムサーン」は直訳すると「裁判会議」であるが、意味としては法廷における審理手続（一般的な意味では開廷から閉廷までであろうが、厳密には複数の意見があり、検察の意見陳述や判決言渡を「パスムサーン」に含めないという考えも強い）を指す。本訳では、「パスムサーン」を「期日」と訳し、「ティー」がつく場合など、場所としての概念であることが明確である場合は「法廷」と訳している。

⁸ 「取調べ」＝「ソープスワン」。刑事では捜査を意味する。元々は警察による捜査を「ソープスワン」、検察による捜査を「ソープスワン」、裁判所による法廷での捜査（すなわち証拠調べ）を「タイスワン」と呼んだようであるが、現在では警察による捜査の中でも、嫌疑が一定のレベルを超えない段階を「ソープスワン」、それ以降を「ソープスワン」と呼び、検察段階における捜査は「ソープスワン」がよく用いられるという。しかし、多くの場面では「ソープスワンソープスワン」とつなげて捜査を意味する言葉として用いられるようになっている（以上、ヴィエンヴィライ国立大学法政治学部長、裁判官、検察職員ほかへの聞き取りによる）。民事における「ソープスワン」はかなり限定された意味で用いられ、刑事とは異なるものであるが、同じ言葉を使っており、類似の発想が背景にある（あった）ことに注意が必要である。

日本語としては違和感があり、「調査」等の訳をあてることも考えられるが、「調査」にあたる言葉としては他に「コンクワー」があり、一般的な意味の「調査」を意味するとともに、担当裁判官が改訂前に行う特定の手続（184条以下参照）を指す意味でも用いられる重要な語であることから、区別するのが望ましく、また現にラオ語上、刑事と同じ言葉であることから、敢えて「取調べ」の訳語を使用する。

6. 証言⁹とは、当事者及び関係者に対する証言録取によって得られる情報である
7. 尋問¹⁰とは、法廷において合議体によってなされる質問である
8. 裁判¹¹とは、裁判文書であって、命令、決定、第一審判決又は上訴審判決がある
9. 命令¹²とは、訴訟手続上の裁判所の裁判の一つであり、例えば、[一時的]押収又は[仮]差押命令、事件の却下命令、裁判所の調停調書の執行命令などがある
10. 決定¹³とは、訴訟手続上の裁判所の裁判の一つであり、例えば裁判所又は裁判部の権限（管轄）に関する決定、検討のための事件受理の拒否[に関する決定]、死刑判決[に関する決定]などがある
11. 第一審判決¹⁴とは、第一審判決裁判所による裁判の一つである
12. 上訴審判決¹⁵とは、控訴審又は破棄審判決裁判所による裁判の一つである
13. 控訴¹⁶とは、第一審裁判所の命令、決定又は判決に対して控訴を求める申立を予約し又は申立書を提出することである

⁹「証言」＝「カムハイガーン」。この「ハイガーン」は日本における証言より広い。すなわち「証人（パニャーン）」となれない者の供述も「ハイガーン」となりうる（80条2項参照）。その意味では「供述」と訳す余地もあるが、まさに「証言」そのものを指す場合も多く、その方が中心的な用法であるように思われることから、本訳では基本的に「証言」としている。証人たり得ない者の供述について「証言」の言葉を使うのは日本語として抵抗があるが、ラオ語が同じ言葉であることを重視した。なお、「カム（書）」をめぐる問題については脚注11及び12参照。

¹⁰「尋問」＝「タイスワン」。狭義には裁判所による法廷での聞き取り（尋問）を指し、広義にはその手続き全体（期日に近い）を指す。儀式的形式的な重要性を含んだニュアンスがあり、例えば「タイスワンこそが訴訟の中心、核心である」「全てはタイスワンのために行われる」などと言われ、日本の「口頭弁論」のような重要性のニュアンスがある。この点を考慮すると訳すのが難しいが、本訳では「尋問」又は「尋問手続」と訳している。なお、タイスワンを中心に据えるのは糾問的、職権主義的な訴訟構造によれば自然である。

¹¹「裁判」＝「カムトクロン」。直訳は「合意書」である。定義から明らかなように、「カムトクロン」には、法律用語として、命令等の各種形式を包含するいわゆる「裁判」の意味があるが、法律関係者の間でも十分浸透しているとは言いがたい。「トクロン」は通常「合意」「賛成」といった意味で使われる。「カム」は文書の意味であるが、形骸化している。これは、歴史的に、命令や裁判といったものの本質が媒体としての紙にあると考えられていたことによるようであり、現在でも裁判や命令だけでなく、訴え、答弁といった多くの訴訟行為が「カム」を付けて表現される。現在でも、法律行為や訴訟行為の本質が紙にあるという考えは司法界に根強い。

¹²「命令」＝「カムサン」。日本における命令とは異なり、一定の重要性の低い事項に関する裁判である。決定との間に主体の違いはない。「カム」がついているので、忠実に訳すると「命令書」であるが、抽象的な概念としての「命令」に近い場合が多い。もっとも、「命令＝カムサン」の本質が書面という物体にあるという意見もラオス人の間で根強い。

¹³「決定」＝「カムシーカート」。日本における決定とは異なり、命令よりは重要性が高い事項に関する裁判である。命令との間に主体の違いはない。なお、「カム（書）」をめぐる問題については脚注11及び12参照。

¹⁴「第一審判決」＝「カムタッシン」。一般に「判決」にあたるラオ語は「カムタッシン」とされているが、厳密にはこの語は上訴審判決を含まないので注意が必要である。なお、「カム（書）」をめぐる問題については脚注11及び12参照。

¹⁵「上訴審判決」＝「カムピパークサー」。控訴審以上の判決は第一審判決と区別してこの語が用いられる。控訴審、破棄審に加え、1990年民訴訟で存在した監督審の判決（同法76条）や再審における判断（319条）も「ピパークサー」が使われる。なお、「カム（書）」をめぐる問題については脚注11及び12参照。

¹⁶「控訴」＝「ガンコーウトーン」。定義の中に出てくる「申立の予約」が日本における控訴そのものにあたり、「控訴申立書の提出」は日本における控訴理由書の提出にあたる。後者を中心に控訴が把握されてきたところ、本改正によって前者が新たに導入された。

- 1 4. 控訴申立書¹⁷とは、当事者又は第三者¹⁸が、第一審裁判所の命令、決定又は判決に対して満足しない理由を述べる申立書である
- 1 5. 破棄申立¹⁹とは、控訴審裁判所の命令、決定又は判決に対して破棄を求める申立を予約し又は申立書を提出することである
- 1 6. 破棄申立書²⁰とは、当事者又は第三者が、控訴審裁判所の命令、決定又は判決に対して満足しない法律上の理由を述べる申立書である
- 1 7. 確定判決²¹とは、控訴申立、破棄申立若しくは検察による異議申立をされず、又は期間経過後に控訴申立、破棄申立若しくは検察による異議申立をされた第一審判決及び上訴審判決並びにこの法律に定めるところに従ってなされた破棄審判決である
- 1 8. 物の[一時的]押収²²とは、裁判所の命令によって、事件に関係する動産を持ってきて証拠物²³とすることである
- 1 9. 物の[仮]差押え²⁴とは、裁判所の命令によって、事件に関係する動産又は不動産について、売買、譲渡、移転、交換、質入れ、担保提供、付合²⁵、修理、棄損変更及びその他を禁止することであり、銀行の預金通帳に対するものを含む
- 2 0. 移動の制限²⁶とは、裁判所の命令によって、当事者に特定の地域から出入りするを禁じ又は出国を禁じることである

¹⁷「控訴申立書」＝「カムホーンコーウトーン」。

¹⁸「第三者」＝「ブッコンティーサーム」。直訳すると第三者であるが、意味としては利害関係者のみを指す。同語句の定義（75条）参照。法令や司法界において頻繁に用いられる。意味から「利害関係者」と訳する余地もあるが、問題意識を残す意味で直訳している。

¹⁹「破棄申立」＝「ガンコーロップラーン」。予約と申立の関係については脚注16参照。

²⁰「破棄申立書」＝「カムホーンコーロップラーン」。

²¹「確定判決」＝「カムタッシンティーサイダイニャンデッカート」。「ティー」は関係代名詞。「サイダイニャンデッカート」は「絶対的（確定的）に使うこと（執行）ができる」という意味の説明的な句であるが、これ自体が「確定」にあたるテクニカルタームとして確立している。なお、定義の中で、「控訴申立、破棄申立若しくは検察による異議申立をされず、又は期間経過後に控訴申立、破棄申立若しくは検察による異議申立をされた」は「第一審判決又は上訴審判決」のみにかかる（ラオ語上は語順の関係で明確）。

²²「物の[一時的]押収」＝「ガンニュッサップ」。「ニュッ」と次号の「アーニャット」は対になる概念で、それぞれ「押収」「差押え」と訳しているが、日本におけるこれらとは完全には一致しない。最高人民裁判所局長及び地域人民裁判所（高等裁判所）副所長らの説明によると、「ニュッ」は動かせる物を対象とし、保全のために占有を移転する（通常は警察等の管理下に移転する）のに対し、「アーニャット」は動かせない物を対象とし、それ故に、保全のために占有移転以外の方法をとらざるを得ない点に違いがあるということである。

²³「証拠物」＝「コーンガン」。証拠は一般に「ラクターン」である。「コーンガン」は物に限られ、凶器や現場で発見された物などを指す。なお物証は別に「ラクターンワットゥ」という言葉がある（98条1号参照）。

²⁴「物の[仮]差押え」＝「ガンアニャッサップ」。脚注22参照。

²⁵「付合」＝「トートゥーム」。言葉の意味からして付合を指すと思われるが、民法典（未成立）の起草において添付の概念を整理した際、付合に当たる言葉として今後は「スワムトー」を使うこととされた。

²⁶「移動の制限」＝「ガンジャムガットボーリウエン」。「移動の制限」と訳したが、直訳は「地域の限定」といった意味。

- 2 1. 召喚状²⁷とは、原告、被告、第三者及びその他の参加者を裁判所に呼び出す裁判所の書状である
- 2 2. 招聘状²⁸とは、各人民検察院²⁹、組織又は企業の代表者を招聘して裁判所の事件手続に参加させる裁判所の書状である
- 2 3. その他の裁判書類とは、訴訟手続に関係する書類であって、例えば、連行状、期日の記録³⁰、証言録取記録³¹などである
- 2 4. 当事者の情報とは、原告及び被告の名前、氏、年齢、職業及び住所である
- 2 5. 包括的³²とは、訴訟手続において、原告の訴え、被告の答弁又は反訴にかかる証拠及び第三者にかかる証拠を全て検討しなければならないことをいう
- 2 6. 完全³³とは、事件に関係する出来事の全ての情報、証拠が収集されることをいう
- 2 7. 客観的³⁴とは、訴訟手続が、情報、証拠、法及び正義に基づいていなければならないことをいう

第4条（新設） 民事訴訟手続に関する政策

国は、事件の審理、判決が適正且つ公正に行われるべく、政策を決定し、規則を定め、訴訟手続に使う人員、車両及び機材のための予算を確保し、もって民事訴訟手続の諸活動に向けた便宜のための条件を整える。

国は、人民に法律を知らしめ、理解させ、その普及及び教育訓練を促進し、もって人民が司法制度にアクセスする前提条件を為すとともに、訴訟手続の中で当事者がその権利行使及び義務履行を適正に行うようにさせる。

²⁷ 「召喚状」＝「マーイヒヤック」。次号「マーイスーン」と対になる概念であり、前者は命令のニュアンスを伴い、後者は依頼のニュアンスを伴う。本号及び次号の定義から明らかなように、当事者には前者を、検察などには後者を使う。実質的な意味は「招聘」「召喚」「呼び出し」といった意味であり近似する。

²⁸ 「招聘状」＝「マーイスーン」。脚注27参照。

²⁹ 原文では「人民検察院…の代表者」となっており「各」にあたるラオ語はない。しかし、ここで「人民検察院…の代表者」というのは、検察院全体の代表者ではなく、各単位組織、すなわち例えば「ヴィエンチャン首都第Ⅲ地区検察院」「ルアンパバン県検察院」といったレベルの代表者を指すため、本訳では、この意味で「人民検察」というときは「各人民検察」と「各」を挿入している。これに対し、検察院全体を指す場合は「最高人民検察院」という言葉が用いられる。

なお、この「代表者」は常に長を指すわけではなく、その事件を担当し、組織を代表して出廷する各職員を意味する。各検察院の長を指す場合は「長」という言葉が用いられる。

³⁰ 「期日の記録」＝「ボツバントウックパスムサーン」。「ボツバントウック」は「記録」。日本の期日調書に相当する。「パスムサーン」については脚注7参照。

³¹ 「ボツバントウックカムハイガーン」。直訳は「証言調書」「証言記録」であるが、意味するものは証言録取の状況を証言内容とともに記録した書面であり、日時、同席者等が記載される。

³² 「包括的」＝「ホープダーン」。「ホープダーン」は「一般的」「普遍的」などとも訳され、「あらゆる角度から」という意味。厳密には形容詞又は副詞。次号「コプトウワン」、次々号「パーウォイサイ」と合わせ民事訴訟の最も基本的且つ中心的な世界観を示す。

³³ 「完全」＝「コプトウワン」。厳密には「完全に」という意味の形容詞。脚注32参照。

³⁴ 「客観的」＝「パーウォイサイ」。厳密には形容詞。脚注32参照。

第5条（新設） 保護

裁判官，その他の裁判所職員に加え，訴訟手続に参加する者は，法令によって，自身の又は家族の生命，健康，名誉尊厳，財産に対する脅威から保護されなければならない。

第6条（新設） この法律の適用範囲

この法律は，ラオス人民民主共和国の領土内におけるラオス国民，外国人，永住外国人³⁵及び無国籍者の紛争，ラオス人民民主共和国の領土外におけるラオス国民同士の紛争並びにラオス人民民主共和国の司法制度に則って解決することを契約で定めた外国人同士の紛争に係る民事，商事，家事，少年及び労働事件の手続に適用する

第7条（新設） 国際協力

国は，ラオス人民民主共和国が締結，加盟する二国間³⁶及び多国間条約に従って経験，情報³⁷，技術を交換して裁判官の知識，能力を向上させることを通じて，民事訴訟手続の分野において外国，地域及び国際社会との関係，協力を促進する。

第Ⅱ編

民事訴訟手続の基本原則

第8条（新設） 民事訴訟手続の基本原則

民事訴訟手続は以下の基本原則に従って行われなければならない。

- －事件の審理判決における裁判所の権限と責務
- －法及び裁判所の前における当事者の平等
- －反論及び弁論
- －合議体による事件審理
- －裁判官の独立
- －訴訟手続で使用される言語
- －法廷における尋問手続

³⁵「永住外国人」＝「コンターndaーオ」。ラオス国内に定住する外国人のこと。近隣国からの移住者であって，未だラオス国籍を得られていないが，「コンターndaーオ」としての身分証明証を与えられている者を指す。通常は，そもそも元の国で国民として把握されていないなど，容易に戻ることでできない者のようなものである。長期間経過後，ラオス国籍を与えるのが一般的なようである。適当な訳がないため，暫定的にこの訳をあてている。

³⁶「二国間条約」＝「サンニャーサーゴン」。「サンニャー」は「契約」。直訳は「国際契約」であるが，文脈から二国間条約ではないかと思われる。

³⁷「情報」＝「コームーンカーオサーン」。「コームーン」はデータなどの情報，「カーオ」はニュースなどの情報を意味する。しかし，一般に「コームーンカーオサーン」は一語であらゆる情報を含む意味として使われるようである。

- －同一事件の審理に参加することの禁止
- －包括的，完全，客観的な訴訟手続
- －調停
- －回避及び忌避の申立
- －訴状又は非訟申立書にかかる審理の範囲

第9条（改訂） 事件の審理判決における裁判所の権限と責務

厳格に法律を尊重しつつ事件を審理し判決を行う権限は，人民裁判所のみが有する。

この法律の165条に規定する事由があるときは，裁判所は調停を行い又は情報，証拠を収集，精査，吟味及び評価³⁸したうえで審理判決を行う責務を有する。

第10条（改訂） 法及び裁判所の前における当事者の平等

民事訴訟手続は，ラオス人，外国人，永住外国人及び無国籍者に対して，性別，人種，民族，社会的経済的地位，言語，教育水準，職業，信条，居住地及びその他の要因にかかわらず，法及び裁判所の前において平等に行われなければならない³⁹。

人民裁判所は，事件の判決が事実と法に照らし適正なものとなることを確保すべく，ラオス人，外国人，永住外国人及び無国籍者が，とりわけ事件当事者が，裁判所に対して包括的且つ完全に情報，証拠を申し出，提出することで，訴訟遂行の平等を実現するように便宜を図る。

第11条（新設） 反論及び弁論

訴訟手続中，裁判所は，両当事者に対して，自らの主張⁴⁰について意見を述べ，説明を行い又は他方当事者の証拠に対して反論することを保証しなければならない。

合議体による尋問手続において，[合議体は]当事者が証拠を申し出，自身の証拠について説明し又は相手方の証拠に対して弁論することを保証しなければならない。

³⁸ 「吟味及び評価」＝「サンサーレティーラーカー」。「ティーラーカー」は「評価」であるが、「サンサー」も秤にかけて重みを見極めるようなニュアンスであり、「評価」とも訳せる。両者を併せて「評価」一語に訳することも可能であるが，ここでは「サンサー」に「吟味」の訳を充てている。118条，192条等も同様。

³⁹ ラオ語の原文を忠実に訳すと，「民事訴訟手続は，…に関わらずラオス人，外国人，永住外国人，無国籍者の平等に基づき行われなければならない」となり，「ラオス人，外国人，永住外国人，無国籍者」という四者の間の平等のみを問題にしているかのようにも読める。しかしそれでは「…に関わらず」という部分と整合しないこと及びラオ語自体が文法，語彙両面で柔軟であることなどを考慮し，本条がより広い意味での平等を指すものと推測して訳している。

⁴⁰ 「主張」＝「コーガーオアーン」。ラオスには，日本やドイツにおけるような意味での「主張」という訴訟上の概念はない。「コーガーオアーン」はまさに「述べること」「訴えること」「主張すること」といった意味。

第12条（改訂） 合議体による事件審理

最高人民裁判所⁴¹，地域人民裁判所⁴²，県，首都人民裁判所⁴³並びに地区人民裁判所⁴⁴の合議体は，3名の裁判官で構成し，うち1名が裁判長，残りの2名が陪席⁴⁵となる。

合議体は事件の審理判決において公平でなくてはならない。

合議体の合意は多数決によらなければならない。

第13条（改訂） 裁判官の独立

事件の尋問手続及び判決の宣告において，裁判官は独立し，法律のみに従ってこれを行う。

第14条（改訂） 訴訟手続で使用される言語

訴訟手続にはラオ語を使用する。

訴訟手続の参加者でラオ語に通じない者は，通訳を通じて母語又は第三国語を使用する権利を有する。

第15条（改訂） 法廷における尋問手続

尋問手続は公開で行われなければならない。但し，国家又は社会の秘密に関係する事件，例えば夫婦の私生活に影響するような家族関係，少年事件などは，非公開で行わなければならない。

判決の言い渡しは，事件を問わず，公開で行わなければならない。

第16条（改訂） 同一事件の審理に参加することの禁止

事件の審理判決に一度加わった裁判官が，当該事件について，二度目として再び審理判決に加わることは，審級を問わず禁止される。但し，法律に別段の定めがある場合又は上訴審判決が指示する場合はこの限りでない。

第17条（改訂） 包括的，完全，客観的な訴訟手続

裁判所は，事件に関する情報，証拠が包括的，完全且つ客観的に収集され，事件に関

⁴¹ 日本の最高裁判所に相当する。

⁴² 日本の高等裁判所に相当する。

⁴³ 日本の地方裁判所に相当する。

⁴⁴ 日本の簡易裁判所に相当する。旧法等で「郡（人民）裁判所」と訳されているものがあるが，これとは異なる。「郡（ムーアン）」はラオスの行政上，県の下，村の上にあたる行政区域であり，英語では「district」，日本語では「郡」と訳される。かつて簡易裁判所にあたる裁判所は各郡に置かれていたが（群裁判所），2009年の裁判所法改正に伴い，複数の群裁判所を統合して「ケット」裁判所を創設した。この「ケット」（英語では「area」と訳されることが多い）を「地区」と訳している。

⁴⁵ 「陪席」＝「カナ」。一般的な言葉で，（平の）委員，構成員，メンバーといった意味で使われる。「陪席」の訳語を充てているが，これにあたるテクニカルタームがあるわけではない。

する出来事及び争点が明確⁴⁶となり、判決が適正且つ公正なものとなることを確実にするために、法に定められた各種措置⁴⁷を執らなければならない。

裁判所は、訴訟を遂行し、証拠を提出するうえでの当事者の権利義務を告知し、当事者が法律の定めるところに従って行動するよう指導しなければならない。

第18条（新設） 調停⁴⁸

裁判所は、訴訟手続のいかなる段階及び審級においても、両当事者が平和的に合意に達することのできる条件及び方法を模索し、当事者間の調停を試みる義務及び責任を有する。

第19条（改訂） 回避及び忌避の申立

裁判官、各人民検察院の長若しくはその委任を受けた者、書記官、鑑定人又は通訳であつて、当事者のいずれかと親戚である者、利益を共有する者又は紛争を抱える者は、当該訴訟手続から離脱すべく回避を求めなければならない。これらの者が回避しないときは、当事者は、その者を訴訟手続から排除すべく忌避を求める権利を有する。

第20条（新設） 訴状又は非訟申立書にかかる審理の範囲

裁判部⁴⁹は、原告、被告又は第三者の訴え、反訴又は非訟申立を審理しなければならない。原告、被告又は第三者が訴え、反訴し又は非訟申立をしない事項については、裁判部は審理判決を行うことはできない。但し、国家、社会及び少年の利益に関する事件はこの限りでない。

⁴⁶「明確」＝「ミークワームジェーンカーオサジェン」。「クワームジェーンカーオ」は透明性、「(クワーム)サジェン」は明確性。直訳は「透明性と明確性をもち」となる。しかしラオ語上類語を重ねるのが修辞として美しいとされること及び文脈から、本訳では端的に「明確」と訳した。

⁴⁷「措置」＝「マータガン」。言葉の意味は「措置」「手段」等であるが、民事訴訟において日本における民事保全類似の一時的措置を指すテクニカルタームとして使われる（121条以下）。このテクニカルタームは正式には「マータガンコーンサーン」（「コーンサーン」＝「裁判所の」）というが、「コーンサーン」を省略することも少なくない。ここではいずれか明確ではないが、「コーンサーン」がないこと及び文脈から、一般的な意味の「措置」ではないかと思われる。

⁴⁸「調停」＝「ガンガイキヤ」。ラオスの制度上、調停と和解は区別されない。ADRたる調停（170条1項1号、2号など）も、裁判手続の中で随時行われる和解も、同じ言葉（ガイキヤ）が使われる。ここでは和解の意味である。それぞれ「調停」「和解」と訳し分ける余地もあるが、その場合、裁判外を含めあらゆる和解調停を同じラオ語で表現しているという実情からは乖離する。本訳では原語に忠実に、裁判上の和解に相当する「ガイキヤ」も、それ以外の調停等に該当する「ガイキヤ」も、いずれも「調停」と訳している。

⁴⁹「裁判部」＝「カナサーン」。一般に、「裁判部（民事部、商事部等）」は「カナサーン」、「合議体」は「カナサーンタッシン」であるが、後者は法律でも省略されて「カナサーン」と記載されることが少なくない。本条は「カナサーン」が使われており、いずれともとれる。本条が処分権主義を定めていることからすると、後者のようにも思われるが、ラオスの裁判組織（裁判部が一定の責任を負っていると考えられる）及び訴訟の仕組み（事件は当初裁判部に帰属するというべきであり、それを裁判部が担当裁判官に調査させ、また合議体を任命して法廷での審理を行わせる）を前提とすると、ここで、検討することを制限されているのは合議体ではなく裁判部であると考えるのが妥当なように思われる。

第Ⅲ編

訴訟手続における裁判所の権限及び責務

第1章

訴訟手続における各審級の人民裁判所の権限及び責務

第21条（新設） 地区人民裁判所の権限及び責務

地区人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 事件において、主として⁵⁰当事者を教育⁵¹し、調停すること
2. 第一審として事件を審理し第一審判決を行うこと
 - － 訴額のある民事事件、労働事件及び夫婦の共有財産、負債が関係する夫婦関係については、300,000,000 Kip を超えてはならない
 - － 商事事件及び少年事件以外の訴額のない事件
 - － 法律が定めるその他の事件
3. 第一審として命令、決定又は第一審判決を出すこと
4. 自らの管轄にある事件⁵²が、重要性が高く、特別に難しいと思われた場合⁵³に、その裁判所長⁵⁴の許可を得て、県、首都人民裁判所に送致すること
5. 命令、決定及び第一審判決であって確定したものは事件記録とともに、また仮執行命令付第一審判決⁵⁵はそのまま、これらを判決執行ユニット⁵⁶に送付すること

⁵⁰ 「主として」＝「ペントントー」。「主として」と訳しているが、「教育和解において主要な役割を果たす」という意味ではなく、「判決により専断的に事件に結論を出すことよりも、教育を通じて当事者を和解させることの方が、（とりわけ地区レベルの）裁判所にとって主要な仕事である」ということを言いたいように読める。

⁵¹ 「スクサーオブホム」。「スクサー」は学習や教育、「オブホム」は訓練を意味する。「スクサーオブホム」として（政治的に）よく使われ、「教育」「教化」「啓蒙」といった意味を持つ。共産党が国を指導する社会主義国特有のニュアンスを伴う。単純な「教育」とは若干ニュアンスが異なることに注意が必要。

⁵² 「事件」＝「サムヌワンカディー」。本来「事件」は「カディー」であり、「サムヌワンカディー」は「事件記録」。ラオスでは書類に主眼を置いた概念形成が為されていることが少なくないため、時に書面がその背後にある観念的な行為そのものを指している場合がある（例えば「契約書がない」＝「契約がない」、「訴状を却下する」＝「訴えを却下する」、「判決書を取り消す」＝「判決を取り消す」等。「カム」という語に関する脚注11及び12も参照。）。ここで「事件記録」というのは、事件そのものを指す。

⁵³ 「重要性が高く」と「特別に難しい」の間にある接続詞は「レ」＝「and」。厳密に訳すと「且つ」であるが、次条5号は「ルー」＝「or」を使っており、整合しない。ラオスでは一般に「且つ」と「又は」の使い分けが法文上の技術として浸透しておらず、「and」と「or」が、響きのふさわしさでいわば文学的に選択されている場面が少なくない。ここでも深い意味はないと判断して緩やかに訳している。なお、実情としては、日本などと同じ理解で使う者もいるため混乱がある。

⁵⁴ 文言からは、ラオ語の語順もあり（「県、首都人民裁判所」が「その裁判所長」より前にくる）、送致主体の地区人民裁判所の所長を指すのか、客体の県、首都人民裁判所の所長を指すのか明らかでない。しかし、実務上は地区人民裁判所（送致主体）の所長が許可を出すという（最高裁技官及び首都裁判所裁判官）。

⁵⁵ 「仮執行命令付第一審判決」＝「カムタッシンハイパティバットパーン」。251条参照。

⁵⁶ 「判決執行ユニット」＝「ヌワイガーンジャットンパティバットカムタッシンコーンサーン」。判決執行は司法省の管轄であり裁判所ではない。各地に小規模で下位の「ヌワイガーン」又はより大きな規模で上位の「ホーンガーン」があり、それぞれ「ユニット」及び「局」と訳している。ここは前者。後者は次条5号など。

6. 命令、決定及び第一審判決を、審査のために上級裁判所及び地区検察院に送付すること並びに周知、履行のために関係機関に送付すること

第22条（新設） 県、首都人民裁判所の権限及び責務

県、首都人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 訴額が300,000,000 Kip を超える事件及び地区人民裁判所の管轄にない事件を第一審として審理、判決すること
2. 訴訟手続に関して命令、決定を出すこと
3. 事件において当事者を教育し、調停すること
4. 命令、決定及び事件であって地区人民裁判所が判決を行い、当事者から控訴され又は地区若しくは県、首都人民検察院の長が異議を申し立てたものについて、控訴審として審理、上訴審判決を行うこと
5. 裁判官会議⁵⁷の決定に従い、重要性が高く、特別に難しいと思われる事件⁵⁸を地区人民裁判所から受けとって第一審として自ら審理、第一審判決を行うこと
6. 確定した命令、決定、第一審判決及び上訴審判決で確定したものは事件記録とともに、また仮執行命令付第一審判決若しくは上訴審判決はそのまま、これらを判決執行局又はユニット⁵⁹に送付すること
7. 命令、決定、第一審判決及び上訴審判決を、審査のために上級裁判所及び県、首都検察院に送付すること並びに周知、履行のために関係機関に送付すること
8. 外国の裁判又は仲裁判断について、その承認を検討、判決すること
9. その他法律で定める事件

第23条（新設） 地域人民裁判所の権限及び責務

地域人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 県、首都人民裁判所の命令、決定及び第一審判決であって、当事者から控訴され又は県、首都若しくは地域人民検察院の長が異議を申し立てたものについて、控訴審として審理を行うこと
2. 県、首都人民裁判所の命令、決定及び上訴審判決であって、当事者から破棄申立⁶⁰され又は控訴審に対応する県、首都又は地域検察院の長が異議を申し立てたものについて、法律に従って破棄審として審理を行うこと

⁵⁷ 「裁判官会議」 = 「カナパターン」。各裁判部の長で構成する機関であり、最高人民裁判所を除く各裁判所に存在する。所長、副所長、各裁判部の長に適宜裁判官を交えて構成される。（人民裁判所法（2009）33条ほか）。1990年民事訴訟法においては監督審及び再審を判断する機関であり、2004年改正、本改正を経て役割を減らしているものの、歴史的に重要な機関である。

⁵⁸ 「重要性が高く」と「特別に難しい」の間にある接続詞は「ルー」 = 「or」。前条と整合しない。脚注53参照。

⁵⁹ 脚注56参照。

⁶⁰ 「破棄申立」 = 「コーロップラーン」。破棄審は日本の上告審に相当する。

3. 訴訟手続に関して命令，決定を出すこと
4. 控訴審の命令，決定又は上訴審判決であって確定したものを，判決執行局に送付させるべく，事件記録とともに県，首都裁判所に送付すること
5. 破棄審の命令，決定又は上訴審判決を当事者に読み聞かせ，その後，事件記録及び仮執行命令付上訴審判決⁶¹を判決執行局又はユニットに送付させるべく地区裁判所に送付すること
6. 命令，決定及び上訴審判決を，審査のために最高人民裁判所，地域検察院に送付すること及び周知，履行のために関係機関に送付すること

第24条（新設） 最高人民裁判所の権限及び責務

最高人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 地域人民裁判所の命令，決定及び上訴審判決であって，当事者から破棄申立され又は最高人民検察院の長が異議を申し立てたものについて，法律に従って破棄審として審理を行うこと
2. 確定した裁判所の命令，決定，第一審判決及び上訴審判決について，最高検察院の再審申立に応じて再審の審理を行うこと
3. 訴訟手続に関して命令，決定を出すこと

第25条（改訂） 土地管轄⁶²

出来事若しくは紛争の生じた地，主要な財産の所在する地又は被告が所在し若しくは住所とする地の人民裁判所が判決を行う管轄を有する。

第26条（改訂） 裁判管轄を巡る争い

事件の審理を行う管轄について，裁判所の間で，いずれかの裁判所に事件の審理を行う管轄がある又はないとして争いがあるときは，訴状を受理した人民裁判所は，最高人民裁判所に対して，当該管轄に関して検討，決定を行うよう申し出る。

⁶¹ 「仮執行命令付上訴審判決」＝「カムピパークサーハイパティバッパーン」。「パーン」は「一時的」という意味であり，上記以外の理解は難しい。他方，この「上訴審判決」は本文から破棄審判決であると思われるが，そうであれば即時確定し，仮執行命令が付される理由はない。「パーン」が誤記であれば，「記録及び判決を執行のため…送付する」と読むことができる。また，むしろ仮執行について言及が必要なのは前号のように思われる。

⁶² 「土地管轄」＝「シットアムナートターンダーンブーンティーン」。「シットアムナート」は一般的に「権限」という意味で使われる。管轄の概念は諸外国と比べて十分明確とは言えないが，それに近いものをこの言葉を用いて表現していることから，本訳では「管轄」と訳している。ここは直訳すると「地域に基づく権限」というような意味になる。

第27条（改訂） 裁判部の管轄⁶³を巡る争い

事件の審理を行う管轄について、裁判部の間で争いがあるときは、当該人民裁判所の所長が当該管轄に関して検討、決定を行い、しかる後に当該事件を取り消して事件係属簿⁶⁴から抜き出し、併せて、当該事件を移動して新たな裁判部で事件係属させる。

第28条（新設） 他の裁判所に手続をさせるための事件の移送

いずれかの人民裁判所で訴訟手続を開始した後に、当該事件が自身の管轄にないことが分かったときは、当該裁判所は、決定によって、法令に定めるところにより当該事件の手続を行う管轄のある他の裁判所に当該事件を移送し、併せて、当事者に通知して知らせ、当該事件を取り消して事件係属簿から抜き出し、しかる後に、管轄のある裁判所に、訴訟費用及び預入金を事件記録とともに送付する。

事件の移送を受けた裁判所がこれを受け入れて審理しないときは、事件を移送した裁判所は、決定を出すよう最高人民裁判所の長官に申し出る。

第29条（新設） 訴額のない事件

訴額のない事件とは、民事関係の事件であって、訴えの価額を特定することができないもの、例えば父であることの認知に関する事件、契約の解除又は取消しの申立、土地登記証紛失の確認、土地及び建物からの退去請求などである。

訴額のない事件は、商事事件及び少年事件を除き、地区裁判所の管轄とする。

第30条（新設） 事件の審理判決の期間制限

事件の調査及び判決は、以下の期間内に手続及び検討を完了しなければならない。

1. 第一審は、裁判官が事件記録を受け取った日から9ヶ月の期間内
2. 控訴審は、裁判官が事件記録を受け取った日から4ヶ月の期間内
3. 破棄審は、裁判官が事件記録を受け取った日から3ヶ月、再審については2ヶ月の期間内

⁶³ 日本であれば配点の問題に過ぎないが、ラオスでは裁判部の間の棲み分けも土地管轄や事物管轄と同じ言葉を使い、両者を質的に異なるものとは考えない。

⁶⁴ 「事件係属簿」＝「バンシーガーコンフオーン」。「バンシー」は帳簿や目録を意味する。「コンフオーン」は、直訳は「訴えを上げる」という意味であるが、テクニカルワードであり、訴状と答弁書が適正に提出された段階で、事件記録の作成とほぼ同時に裁判所によって為される訴訟上の重要な区切りの一つである。訴状の受理（ハップカムホーンフオーン）とは区別される。「コンフオーン」は具体的には「事件票（バンシーカディー）」を「事件係属簿（バンシーガーコンフオーン）」に挿入することで為される。実際は帳簿を見開きにした2ページに跨がって、上から横線を引いていって、その線と線の間に必要な情報を記載しており、この横線で区切られた各事件の部分をその事件の「事件票」と呼んでいるようであるが、地域によって異なる可能性がある。

なお「ブンコンフオーン」という言葉もある（79条）。「ブン」は「本」であるが、「バンシーガーコンフオーン」と「ブンコンフオーン」が同じものであるか否かは不明。言葉から想像されるのは同じものであり、また、筆者が調査を行った裁判部にはコンフオーンを記録した帳面は一つしかなかったことから、同じものを指しているのではないかと想像する。

上記期間内に審理，判決を完了できない場合は，その事件を担当する裁判官は，調査及び判決の期間延長命令を検討，発出してもらおうべく，その裁判所の所長に申し出るものとするが，その延長期間は，その裁判所の裁判官会議で事件が難解複雑であると判断された場合を除いて，3ヶ月を超えることができない。

訴訟手続の停止及び延期は事件の調査期間に含めない。

第2章 民事部の管轄

第31条（改訂） 訴えの審理に関する民事部の管轄

民事部は以下の事件について審理判決を行う管轄を有する。

1. 所有権及び遺産に関する紛争
2. この法律の37条に規定する商事の紛争を除く，民事法律関係に関する紛争
3. 損害賠償の請求に関する紛争
4. 行政関係に関する紛争

第32条 行政事件

刑事上の違法行為にあたらぬ行政関係に関する事件であって，裁判所が審理，判決するものは以下のとおりである。

1. 選挙人名簿の記載上の誤りに関する事件であって，選挙委員会が解決できないもの
2. 行政組織の公務員の行為であって，罰金，所得税の不適切な徴収及びその他に関する事件
3. 不適切な財産の没収に関する事件
4. その他の行政上の誤りに関する事件

第33条（新設） 非訟申立の審理に関する民事部の管轄

民事部は以下に関して審理判決を行う管轄を有する。

1. 財産又は遺産の管理人について裁判所に検討，任命を求める非訟申立
2. 土地登記証紛失の確認について裁判所に審理，判決を求める非訟申立
3. 財産の収容を求める非訟申立，例えば所有者のない物，遺失物の拾得，高価な物又は考古物の発見など
4. 民事事件に関する外国の判決又は仲裁判断について裁判所に検討，承認を求める非訟申立
5. その他の民事事件に関する非訟申立

第3章 労働部の管轄

第34条 労働事件

労働に関する事件は、労働管理当局⁶⁵又は労働に関する紛争解決委員会が解決できないときのみ、裁判所が審理判決を行うものであり、以下がある。

1. 労働契約に関する紛争
2. 違法な労働契約の解除に起因する補償金⁶⁶に関する紛争
3. 労働事故又は職業上の疾病に起因する損害賠償の請求に関する紛争
4. 労働者の月給又は賃金⁶⁷に関する紛争
5. 労働に関するその他の紛争

第35条（新設） 労働に関する紛争解決

労働者と使用者の間の法律上の又は利益に関する紛争は、労働法⁶⁸、労働組合法⁶⁹、各作業場⁷⁰の内部規則及び労働規則に従って、両当事者又は代理人が参加して適正に検討、解決する。

両当事者が全体について又は一部について合意に達することができたときは、記録を作成し、両当事者と証人が承諾、周知のために署名し、しかる後に、署名した日から5日以内に当該記録を履行のために対応するレベル⁷¹の労働組合、労働管理当局に送付する。

労働者及び使用者が記録に従って履行しないときは、労働法に従って、労働管理当局に対して解決を求める権利を有する。

労働管理当局が、15日以内に解決することができない又は一部しか解決できないときは、満足しない当事者は人民裁判所に審理、判決を求めて訴状を提出する権利を有する。

⁶⁵ 「労働管理当局」＝「オンガークムコーンヘーンガーン」。直訳は「労働管理組織」。このような名称の組織が存在するかは不明。労働法上は「オンガークムコーンウィヤックガーンヘーンガーン」というものは存在するが(2013年労働法3条25号等参照)、「オンガークムコーンヘーンガーン」は見当たらない。制度、実務が変更途上であること(行政、使用者、労働者それぞれの代表組織から構成する紛争解決組織を設けようとしている)などから、一般的な意味の「当局」を指すものと理解して訳している。

⁶⁶ 「補償金」＝「グンウットゥヌーン」。「ウットゥヌーン」は、手当、補償金、補助金などを指すことが多い。

⁶⁷ 『グンドゥアン』又は『カーヘーンガーン』。起草中の民法典でも両者を並記している。明確な区別があって両者を書いているというよりは、「労働報酬」という趣旨にもっとも近い表現がこれであるに過ぎないようである。

⁶⁸ 「労働法」＝「ゴツマーイワードゥワイヘーンガーン」(No. 06/NA, 2006年12月27日。No. 43/NA, 2013年12月24日)

⁶⁹ 「労働組合法」＝「ゴツマーイワードゥワイガマバーンラオ」(No. 12/NA, 2007年12月25日)

⁷⁰ 「各作業場」＝「トゥワヌワイヘーンガーン」。直訳すると「労働単位」。会社等、個々の作業場を指す(労働法3条19号)。

⁷¹ 「レベル」＝「カン」。郡<県<地域<国という行政上の階層を指す。例えば裁判では、第一審を「カントン」、控訴審を「カンウトン」、破棄審を「カンロップラーン」というように「カン」で表現する。

第36条（新設） 労働事件の手続

人民裁判所は、労働に関する紛争を、法律の手続に沿って調査、調停及び判決に付する。

第4章

商事部の管轄

第37条（改訂） 訴えの審理に関する商事部の管轄

商事部は以下の事件について審理、判決を行う管轄を有する。

1. パートナシップ契約
2. 営業、商事又は商事文書にかかる契約、例えば債務弁済契約書、為替手形⁷²、小切手など
3. 商事金銭消費貸借契約
4. 企業の破産及び精算
5. 商品の輸出入、保険
6. 著作権、商標、特許などの知的財産の侵害及び知的財産法が定めるその他の不公平な競争をもたらす行為に関する紛争及び訴え⁷³

第38条（新設） 非訟申立の審理に関する商事部の管轄

商事部は以下に関して審理、判決を行う管轄を有する。

1. 経済紛争解決⁷⁴委員会⁷⁵の調停合意及び仲裁判断について承認又は強制を求める非訟申立
2. 外国の裁判所若しくは仲裁人の裁判若しくは仲裁判断又は経済紛争解決法に基づ

⁷²「為替手形」＝「パンタバットレークグン」。企業法にも登場する言葉であるが明確には何を指すかわからない。実務上も為替手形が使われることはないと思われ（少なくとも司法関係者は一様に見たことも聞いたこともないという）、概念の導入が実務や教育に先行している可能性もある。なお、「パンタバット」は起草中の民法典にも登場し、国債の意味で使われる。「レークグン」は両替の意味。

⁷³「訴え」＝「カムホーンフォン」。 「カムホーンフォン」は「訴状」であるが、ここで意味するのは訴えそのもの。脚注11及び12参照。

⁷⁴「経済紛争解決」＝「ガーンゲーカイコーカニェーンターンダーンセタキット」。狭義にはラオスの経済紛争解決法に基づく調停又は仲裁による解決を指し、広義には外国の商事仲裁を含む、商事分野のADRを意味する。両方の意味がある背景としては、ラオスではこの言葉（経済紛争解決）が、制度の導入と同時に、その特定の制度を指す固有名詞として定義された一方で（経済紛争解決法（No. 06/NA, 2010年12月17日）2条2項参照）、ADRの概念が元々ないことから、諸外国のADRをこれに対応するものとして理解したという経緯がある。この「経済紛争解決」は固有名詞。

⁷⁵「委員会」＝「カナガマガーン」。経済紛争解決法ではこの言葉は概ね「カナガマガーンタッシン」として仲裁廷を指す意味で用いられている（一部省略されて「カナガマガーン」となっている）。他方、本法では経済紛争解決組織における2種類の解決方法、すなわち調停と仲裁の両方の主体（調停委員会及び仲裁廷）を包含する意味で用いられている。経済紛争解決法にはこの両者を包含する概念はないところ、本訳では「委員会」を訳語として充てている。この「委員会」は普通名詞。

なお、厳密には調停合意は調停委員会が出すものではないため、「（調停）委員会の調停合意」という言い方はおかしいが、原文に忠実に訳している。ADRについては、一般にラオスではまだ理解が乏しい。

く私的な特別商事仲裁廷⁷⁶の仲裁判断について承認又は強制を求める非訟申立

3. 経済紛争解決法及び知的財産法に定めるところに従い、経済紛争解決センター若しくは事務所⁷⁷の仲裁判断又は私的な若しくは特別の商事仲裁廷からの[一時的]押収、[仮]差押命令の発出又はその他の強制措置を求める非訟申立
4. 解散し又は破産する法人に対して強制措置を執ることを求める非訟申立
5. 知的財産権の保護に関する非訟申立
6. 商事事件に関するその他の非訟申立

知的財産権の保護については特別規則によって定める。

第39条 商事部の訴訟手続

県、首都人民裁判所のみが商事事件を第一審として審理する権限を有する。

商事部は、ビジネスの効率性を保証するため、事件を適正、迅速且つ公正に審理し判決する。

商事事件を審理するにあたっては、手続に参加する個人、組織及び企業の秘密を保護しなければならない。

商事事件の手続は、ビジネス、商業、知的財産に関する法律及びその他の法令に加え、国内及び国外の商事慣習にも基づいて行わなければならない。

これら以外にも、商事部は、民事訴訟手続の一般原則にも従わなければならない。

第40条（改訂） 訴えに先立つ請求

裁判所に対する商事事件の訴えに先立ち、債権者は債務者に対する債務の弁済⁷⁸請求、債務の整理⁷⁹又は調停をしなければならず、合意にいたらない場合、訴えを提起するとともに、裁判所に対して、債務者にその財産に関する書類又は目録を裁判所に明らかにさせること及び債務の弁済を確保するために財産の[一時的]押収、[仮]差押命令を出すことを求める。

第41条（改訂） 商事部における当事者の調停

事件について判決を出す前に、商事部は、調停を行い当事者の相互の合意によって紛争

⁷⁶「私的な特別商事仲裁廷」＝「オンガーンゲーカイコーカッニェンターンダーンセタキットエコソ
ンレサポキット」。直訳は「私的且つ特設の経済紛争解決組織」。「経済紛争解決組織」という部分につ
いては、ラオ語上、ラオスにおける同組織と同じ言葉を使っていて区別が付きにくい。

⁷⁷ 経済紛争解決組織は、司法省の管轄下で全国の主要な都市に設置されているが、規模に応じて「経
済紛争解決センター（スーン）」と「経済紛争解決事務所（ホンガン）」がある。

⁷⁸ 「債務弁済」＝「サイテンニーシン」。債務の弁済と訳したが、ここで「ニーシン」が指すものは
金銭債権（負債ないし借金）に限られる。

⁷⁹ 「債務の整理」＝「ライリヤンニーシン」。「ライリヤン」は、例えば①相殺する、②支払った分と未
了の分を計算して残額を明らかにする、③未済分について分割支払いの計画を立てて合意する、とい
った行為を指す。文脈に応じて「精算」「相殺」等異なる訳語を充てている。ここではこういった様々な
意味を包含する広義の用法であると考えられ、「整理」を訳している。

を解決する方法を模索しなければならない。

債務の弁済について債権者と債務者の間で合意に至ったときは、速やかに履行命令を出す。債務の弁済は全額一括で行い、全額を一括で払えない場合は分割払いをさせるが、第一回目の支払いで、最低でも全債務額の三分の一以上を支払わなければならない。但しお互いの合意がある場合はこの限りでない。

第42条（改訂）経済紛争解決委員会⁸⁰による解決の検討

調停調書、仲裁前の当事者間の合意書及び仲裁廷の仲裁判決等の経済紛争解決委員会の解決の結果であって、当事者の履行を得られないものについては、当事者は裁判所に審理を求めて非訟申立をする権利を有する。

当事者からの非訟申立書を受理したときは、人民裁判所は、非訟申立書を受理した日から15日以内に検討のうえ決定を出さなくてはならない。

決定を出すことを検討するにあたって、人民裁判所は、当該経済紛争解決手続が法令及びラオス人民民主共和国の加盟する条約に照らして適切に行われたか、国家の安寧、社会及び環境の平穩に抵触しないかを審査しなければならない。適切であると判断されたときは、人民裁判所は執行のための決定を出さなければならない。人民裁判所の決定は、直ちに履行を強制する効力を有し、控訴することはできない。

以下に例示するような理由で、人民裁判所において経済紛争解決の結果が法令に違反すると判断したときは、人民裁判所は承認の決定を下さない。

1. 当事者のいずれかに行為能力がない
2. 当該紛争解決の結果が、解決のために準拠した法律又はラオス人民民主共和国の法律に抵触する
3. 経済紛争解決法に定めるところに従い、当事者が仲裁廷の仲裁判断に異議を申し立てている
4. 仲裁判断が、当事者への強制力がない若しくは取り下げられた、裁判所によって停止された又は当該仲裁判断⁸¹を行った国の法律に沿っていない
5. ラオス人民民主共和国の法律の下では、経済紛争解決組織において解決することができない紛争である

当事者は、合意して再度経済紛争解決センター又は事務所において解決を図るか又は法律に基づく検討判決を求めて人民裁判所に訴えを提起する権利を有する。

⁸⁰ 脚注75参照。

⁸¹ 「仲裁判断」＝「カムトクロン」。裁判においては「裁判」を意味するが（脚注11参照）、経済紛争解決法では調停合意及び仲裁判断前の当事者間の合意を指す言葉として使われる。同法では仲裁判断（カムタッシン）と調停等の当事者の合意（カムトクロン）を明確に区別するので、その観点からはこの「カムトクロン」は「仲裁判断」ではなく、「調停合意」か「仲裁判断前の当事者間の合意（和解）」を指すようにも思われるが、ラオスの実情を考慮すると厳密に区別せずに使っている可能性があること、「裁判」の意味を仲裁判断にまで広げて考えている可能性もあることなどから、文脈を重視して本訳では「仲裁判断」とした。

第43条 商事事件の判決後

商事事件について裁判所が判決を出したあと、控訴又は[検察による]異議申立がないときは、当該判決は、しかるべき地の判決執行局に送られ、迅速に執行される。

第5章 家事部の管轄

第44条（改訂） 訴えの審理に関する家事部の管轄

家事部は以下の事件について審理，判決を行う管轄を有する。

1. 夫婦関係，例えば離婚，夫婦の婚姻財産，負債の分割など
2. 子の養育費を請求する訴え
3. 夫婦，父母及び成年に達しているが働く能力を持たない又は精神障害者⁸²である子の扶養料を請求する訴え
4. 家族関係，例えば親族であることの確認など
5. 子を監護下に置くことを求める訴え
6. 父，母及び子の権利の剥奪⁸³
7. 養子縁組
8. 自らの子であることの認知又は父であることの認知⁸⁴
9. 子どもの利益[に関する問題]，例えば氏名の使用，子の国籍等
10. 婚約，結婚申込の不履行⁸⁵，婚前交渉その他に基づく損害賠償

第45条（新設） 非訟申立の審理に関する家事部の管轄

家事部は以下に関して審理を行う管轄を有する。

⁸² 「精神障害者」＝「ペンバーシアチット」。広く使用される普通名詞で、「狂った人」といったストレートなニュアンスのようである。民法典草案の起草過程で，この言葉が法律の文言として適切か，日本側から問題提起したことがあったが，ラオス側は問題ないとの認識であった。精神障害の程度及び一時的なものを含むかどうかについて，人によって理解が異なり，言葉の外縁が明確でない。そのため統一的な訳も難しい。概ね「精神障害者」と訳している。

⁸³ ラオスでは包括的に親たる権利を剥奪すること及び子たる権利を剥奪することがある（49条参照）。前者は日本における親権の停止に近く，後者は，中心的な作用としては相続の廃除に近い。

⁸⁴ 「自らの子であることの認知」＝「ガーンハッピーデークペンルーク」，「父であることの認知」＝「ハッピーガーンペンポー」。同じ請求と思われる。後者の言い方が家族法（No. 05/NA，2008年7月26日）で使われている表現（同30条）。前者がこれと異なることを指しているのか，同じことを単純に言い換えているだけなのか明確でないが，論理的に同じであること，家族法上後者と異なる認知の形態は存在しないこと（同30条は父親からの請求と父親に対する請求の両方を含む）から，ラオスの法律でよく見られる「言い換え」ではないかと思われる。

⁸⁵ 「婚約」＝「マンマイ」，「婚姻申込」＝「スーコー」。前者は結婚の約束であって常に行われるものではない。後者は婚姻の比較的直前に行われるもので，両親やそれに替わる者を含めて主に財産の移転について話し合うもの。伝統的にほぼ全ての結婚において行われる（「スーコー」の記録は，婚姻登録申請書類に添付しなければならない）。前者を「許嫁」，後者を「婚約」と訳す方がよいという意見もあるが，いずれの訳でも一定の誤解は避けられないところ，従前の和訳に従う。

1. 無効な婚姻の取り消し⁸⁶又は法律に沿っていない婚姻の解除に関する非訟申立
2. 裁判所に協議離婚を確認してもらう非訟申立
3. 協議離婚後の婚姻財産の分割を確認してもらう非訟申立
4. 離婚後の子の監護権を変更することの審理を求める非訟申立
5. 父又は母の子に対する権利を制限する強制措置を裁判所に求める非訟申立
6. 子の世話養育に関して、離婚後の父又は母に対する強制措置を裁判所に求める非訟申立
7. 家事事件に関するその他の非訟申立

第46条 家事部における当事者の調停

離婚について審理、判決を行うのに先立って、裁判所は、調停を行って、夫婦に仲直りさせるよう努めなければならない。その際、当事者の両親及び親戚を招き、[これらと]相談し、また[その]協力を得ながら当事者を教育し、もって当事者をしてお互いに理解し、和解⁸⁷し、再び夫婦として一緒にやっっていくようにせしめる⁸⁸。

夫婦が仲直りしたときは、裁判所は記録を作成し、離婚の訴えを破棄⁸⁹する。

合意することができないときは、裁判所は、三ヶ月間の熟慮期間を与える。

裁判所が与えた期間に夫婦が仲直りできないときは、裁判所は法律に従って離婚の訴えについて審理、判決を行う。

第47条 婚姻財産の分割及び子の監護

夫婦の婚姻財産の分割は家族法に従って行う。

七歳未満の子がいる離婚の場合、裁判所はその子を母親の下に置く。但し、母親におい

⁸⁶「無効な婚姻を取り消す」という表現は日本の感覚では違和感があるが、以下の背景があり誤訳ではない。ラオスの契約法の考え方によると、無効には相対無効（日本の取り消し得べき行為に相当する）と絶対無効（日本の無効に相当する）があり、いずれも裁判所が無効であることを宣言して初めて無効として扱われるという考えがとられてきた。この「宣言」にあたるものが「ロップラーン」であり「取り消し」と訳したものである（民法典起草において、絶対無効については「行為時から効果を生じない」とする考えが採用されつつあるが、相対無効についてはなお「ロップラーン」の後にのみ無効の効果が生じる（遡及しない）という考えがとられている）。すなわち、「ロップラーン」は日本における無効の「確認」とは異なり、無効の効果を生ぜしめる創造的な働きをもち、「取り消し」と訳す以外にない。他方で「無効」と訳した言葉は「モカ」であり、これは諸外国におけるいわゆる「無効」に対応する概念として一般にも定着している。すなわち、上記違和感言葉の背後にある考え方の齟齬に根付くものであり、訳語によって解消できる問題ではない。

なお、家族法における無効は契約法におけるものと全く同じではないが、無効と取り消しの関係は、これまでのところ、前述の契約法に関する考え方と異なるところはない。（2017年6月現在）

⁸⁷「和解」＝「パニーパノーム」。原文は「パニパノーム」となっているが誤記と思われる。この「和解」はいわゆる裁判上の和解等、専門用語ではなく、「仲直り」というような一般的な意味の「和解」。

⁸⁸「再び夫婦として一緒にやっっていくようにせしめる」と訳した部分は、直訳すると「今後も共に夫婦のままでいるようにもっていく / 移行させる（ガーオパイトウン）」といったニュアンスになる。

⁸⁹「破棄」＝「トーン」。専門用語の「棄却（ニョックルーク）」、「却下（サツミアン）」、破棄審における「破棄（ロップラーン）」などとは異なる。「解消する」といった意味の一般的な言葉であり、なかったことにするというニュアンス。

て受け入れないか又は子を養育していく条件に欠けるときはこの限りでない。七歳以上の子については、まずその子の任意の意思を尋ねる。

父も母も子を受け入れないか又は子の養育に適さないときは、裁判所は子を監護養育者⁹⁰となる第三者の下に置くことを検討する。

第48条（改訂） 養育費の検討

子の養育費を求める訴えがある場合で、当該離婚において婚姻財産があるときは、婚姻財産の三分の一を養育費として取り分ける。婚姻財産が子の養育費として足りないときは、家族法に定めるところに従い、子を養育する義務のある者に対して、各子、各月ごとに、その時期の物価水準に基づいて養育費を支払わせる。

婚姻財産がないときは、裁判所は、養育義務を負う側に、国家公務員の最低月給を計算上の基礎としつつ、各子、各月ごとに、その時期の物価水準に基づいた養育費を支払わせる。婚姻財産が、家族の暮らしていた家であるときは、子を引き取る夫又は妻が、その家を受け取る優先権を持つ。家の価額が、子の養育義務を負う者が受け入れた負担割合より大きい場合は、家を受け取った者から他方へと、その超える価額を払わせる。

夫又は妻の離婚後の子の養育は家族法に定めるところに従う。

第49条（改訂） 父、母及び子の権利の剥奪

子の父母の権利の剥奪は、母、父、近親者又は各人民検察院の長の申立により、子が18歳の成年に達していない場合に、家族法に定める要件に従って行われる。

子の権利の剥奪については、当該子が18歳の成年に達していて且つ不義理である、例えば父母に対して暴力を振るう、脅迫する、裁判所の判決で命じられた父母の扶養の義務を果たさないなどの場合に行われる。

第50条（新設） 家族関係に関する審理

離婚、養子縁組、父であることの認知、父母及び子の扶養養育の義務に関する審理は家族法の定めるところに従い行う。

第6章

少年⁹¹部の管轄

第51条 訴えの審理に関する少年部の管轄

少年部は以下の事件について審理する管轄を有する。

⁹⁰ 「監護養育者」 = 「プークムコーンリヤンドゥー」。後見人にあたる概念は存在するが、2008年家族法、民法典草案（2017年6月現在）等ではいずれも「プーボッコーン」という言葉がこれを指す。ここで使われている言葉（プークムコーンリヤンドゥー）は、専門用語ではなく、後見人（及び養親も含むかもしれない）を含む一般的な意味として捉えるべきもの。

⁹¹ 本章で「少年」「子ども」「未成年」と訳している言葉は全てラオ語では同じ言葉（デク）である。

1. 18歳未満の子どもの行為に基づく損害賠償
2. 子どもの労働
3. 子ども同士の行為
4. 子どもの権利侵害

少年事件の手続中に当該子どもが行為能力を取得し又は18歳に達した場合⁹²であっても、当該裁判部は事件が完結するまで審理を続ける。控訴及び破棄申立があった場合は、上級裁判所の少年部が続けて審理を行う管轄を有する。

第52条（新設） 非訟申立の審理に関する少年部の管轄

少年部は以下に関して審理を行う管轄を有する。

1. 未成年後見人選任の審理を求める非訟申立
2. 子どもの監護，教育にかかる強制措置を発することの検討を求める非訟申立
3. 非行⁹³少年に対して強制措置を求める非訟申立
4. 子どもの財産の管理人を選任するよう求める非訟申立
5. 子どもの権利及び利益を保護するための強制措置を求める非訟申立
6. 少年事件に関するその他の非訟申立

第53条（改訂） 少年事件の検討

少年事件であって他人に損害を生じさせたものの審理においては、父母又は後見人を、民事上の賠償金について責任を負う者として参加させる。

その他の少年事件の検討については、一般の規則に従うとともに、実際の情報、証拠に基づいて行う。

⁹² 18歳未満で行為能力を取得するケースは現時点では思いつかない。かつては未成年で婚姻した者が行為能力を取得することがあったが（1990年家族法（No. 07/90/PSA）9条，1990年契約法（No. 02/90/PSA）7条），2008年家族法で未成年婚は禁止された（同9条参照）。これに対応する形で，契約内外債務法（No. 01/NA，2008年12月8日）の行為能力の規定も改正されている（同12条）。

⁹³ 「非行」＝「カタムピット」。広く成年の犯罪等にも使われ，日本語の「非行」にあるような未成年に限ったニュアンスはない。

第IV編
訴訟手続の主体⁹⁴
第1章
訴訟手続に責任を負う者

第54条（新設） 人民裁判所において訴訟手続に責任を負う者

民事訴訟手続に責任を負う者は以下からなる。

1. 裁判所所長及び副所長ら⁹⁵
2. 裁判部の部長及び副部長
3. 裁判官
4. 裁判官補佐⁹⁶
5. 書記官
6. 技官

第55条（新設） 裁判所所長及び副所長らの権限及び責務

訴訟手続において、裁判所所長及び副所長らは、各裁判部において訴訟手続が計画どおり進行するよう監督促進する権限及び責務を有するとともに、人民裁判所法に定めるところに従い、各自の責任の範囲内でその他の権限、責務を果たす。

裁判所の所長及び副所長らは、その審級の人民裁判所のいずれの合議体においても裁判長となれる権限を有する。

第56条（新設） 裁判部の部長及び副部長の権限及び責務

裁判部の部長は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録を審査し、裁判官に渡して調査させる
2. 訴訟手続が迅速に行われるよう監督、確認及び促進する

裁判部の副部長は、裁判部の長が職責を果たすのを補佐する責務を有し、また、裁判部の長の委任に基づき特定の責務を負うこともある⁹⁷。裁判部の長がいない又は支障がある場合は、委任を受けた裁判部の副部長がその責務を代わって果たす。

このほか、裁判部の長及び副部長は、この改正法57条に定めるところに従い、裁判官

⁹⁴ 「訴訟手続の主体」＝「プーダムヌーンカディー」。直訳は「訴訟手続を行う者」。「主体」を意味するラオ語も別途存在するが（チャオカム）、あまり一般的ではなく法律の起草においても好まれない。民法典草案起草過程でも多くの箇所での他の言葉に置き換えられ、若干残されているに過ぎない（2017年6月現在）。

⁹⁵ 副所長は通常複数いる。ここで「ら」（バンダー）は副所長にかかる。

⁹⁶ 「裁判官補佐」＝「プースワイプーピパークサー」。日本の判事補と異なり裁判官ではない（合議体を構成できない）。

⁹⁷ 助動詞「アーチャ」を使っている。「アーチャ」は婉曲を表し、「～するものである」「～するかもしれない」「～することもある」といった意味で用いられる。ここでは「また」以下について、「場合によってはこういったこともある」というニュアンスを与えているに過ぎず、正確に訳すのは困難。

たる地位に基づく権限及び責務も有する。

第57条（新設） 裁判官の権限及び責務

裁判官は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 担当する事件の調査計画を定める⁹⁸
2. 配点を受けた事件記録を調査する⁹⁹
3. 裁判官補佐に事件記録を渡し、調査させる
4. 訴訟手続に参加する原告、被告及び第三者の証言を取得する
5. 訴訟手続に参加する者の申し出¹⁰⁰を聞き、調査する
6. 事件に関係する情報、証拠の収集、例えば情報収集、現場の検証¹⁰¹などを行う
7. 命令、決定又は強制措置の発出の調査をする
8. 訴訟手続の停止の裁判¹⁰²について調査をする
9. 訴訟において調停又は当事者の対質¹⁰³を行う
10. 事件の合議体を構成する
11. 当事者又はその他の訴訟手続参加者を来させて証言、説明をさせるべく、書記官をして召喚状を発出させる旨の判断¹⁰⁴を行う
12. 担当する事件について第一審判決又は上訴審判決を書く
13. 訴訟手続の業務に関して、育成指導を受け能力を向上させる

⁹⁸ 「事件の調査計画」＝「ペーンガーンコンクワーカディー」。日本であれば「審理計画」というべきところであるが、ラオスの場合は法廷での審理の前に担当裁判官による事件の調査があり、そこでは証拠収集も為され、概ね事実が解明されるに至る（184条～193条参照）。「コンクワーカディー」という言葉は、訴訟の全体ではなく、開廷する前段階のこの調査のことを指す（186条参照）。すなわち日本の「審理計画」とは異なる。

⁹⁹ 字義的には「事件記録」を受け取り、それを精査するといった意味であるが、意味するところは、「事件そのもの」について、配点を受けて調査するという意味である。テクニカルタームとして浸透していることから、原文に正確に訳している。脚注11及び12参照

¹⁰⁰ 「申し出」＝「カムサヌー」。「カムサヌー」は様々な場面で使われる。例えば契約の「申し込み」、検察官から裁判所に対する親権剥奪の「申立」、検察院による再審「申立」、一般的な場面での「提案」など。なお、本法の中で当事者が行う「カムサヌー」として規定されているのは、書証の証明又は認証の申立（112条）のみであることから、ここでいう「カムサヌー」は広く一般的に当事者等が申し立てるものを含む（すなわちテクニカルタームではなく一般的な用語）と考えられる。

¹⁰¹ 「現場の検証」＝「クワッガーバンハーティーカニェーン」。直訳は「争いとなっている問題の調査」であるが、テクニカルタームであり、現場検証に近いものを指す。110条参照。

¹⁰² 「裁判」＝「ガントクロン」。脚注11参照。186条は訴訟手続の停止を命令によって行うとしている。

¹⁰³ 109条参照。

¹⁰⁴ 「判断」＝「トクロン」。一般には「合意」と訳されることが圧倒的に多い。他方、訴訟関係のテクニカルタームとして、主に「カムトクロン」として「裁判」（名詞）という意味を持つ（脚注11及び102参照）。そこから、「トクロン」自体にも稀に「裁判」（動詞）の意味がある。ところで、ここで問題になっている召喚状の発出は命令（カムサン）、決定（カムシーカート）、判決（カムタッシン及びカムピパークサー）のいずれの形式にもよらないため、「裁判」とはいえない。他方、一人で判断するものであるため、ラオ語では複数人による判断（＝合意）と言葉のうえでは区別しないが、日本語としては「合意」はおかしく、実質面に着目して「判断」等と訳すべきものと思われる。

14. 自身及び家族の生命，健康，尊厳名誉¹⁰⁵及び財産に対する脅威から法に従い保護を受ける
15. 法律に定めるところに従い，その他の権利を行使し責務を果たす

第58条（新設） 裁判官補佐の権限及び責務

裁判官補佐は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録の調査において裁判官を補佐する
2. 訴訟手続に参加する者から証言を取得するにあたり，裁判官を補佐する
3. 事件に関係する情報，証拠を収集する，例えば情報収集，現場の検証などを行うにあたり裁判官を補佐する
4. 訴訟において行われる調停又は当事者の対質に参加する
5. 裁判官に対して担当する事件を要約して報告する
6. 裁判官が第一審判決及び上訴審判決を書くのを補佐する
7. 訴訟手続の業務及びその他の担当業務に関して，育成指導を受け能力を向上させる
8. 自身及び家族の生命，健康，尊厳名誉及び財産に対する脅威から法に従い保護を受ける
9. 委任されたその他の権限を行使し責務を果たす

第59条（新設） 書記官の権利及び責務

書記官は，訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 訴状，答弁書，反訴状，控訴状，破棄申立書及びその他の事件に関係する書類を受領し審査する
2. 事件記録を作成し，事件を継続させ，事件票¹⁰⁶を作成し，事件記録内の書類を整理する
3. 裁判官の判断に従って召喚状，招聘状を発出する
4. 証言録取，調停及び尋問手続に参加して記録を取る
5. 期日の準備を行い，参加者を確認し，訴訟手続の参加者に対して法廷における規則を読み上げ，遵守させる
6. 第一審判決又は上訴審判決についてその効果を分かるように当事者に説明¹⁰⁷するとともに，控訴又は破棄申立の権利について告知する

¹⁰⁵「尊厳名誉」＝「キヤットスーシヤン」。「キヤット」は尊厳や名誉，「スーシヤン」は評判などを指す。それぞれの語彙に明確な定義，意味の外縁があるとは言いがたいことから，単にわかりやすくするために類語を重ねているに過ぎないと思われる。このように類語を重ねる表現技術はラオスの法律にはよく見られる。

¹⁰⁶脚注64参照。

¹⁰⁷「説明」＝「アティバイシージェーン」。「アティバイ」も「シージェーン」も「説明する」という意味。類語を重ねて意味を明確化している。

7. 第一審判決又は上訴審判決の写し及びその他の書類に、法令の定めるところに従い、証明の署名をする
8. 事件に関わる物を収集して目録を作成し、法令の定めるところに従い裁判費用及び予納金を徴収、管理し、事件の統計をとりまとめ、第一審判決、上訴審判決又はその他の裁判所の書類を関係機関に送付する
9. 法律上の業務及びその他の担当業務に関して、育成指導を受け能力を向上させる
10. 自身及び家族の生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威から法に従い保護を受ける
11. 委任されたその他の権限を行使し責務を果たす

第60条（新設） 技官の権限及び責務

技官の権利及び責務については別途規則によって定める。

第2章

人民検察院において訴訟手続に責任を負う者

第61条（新設） 人民検察院において訴訟手続に責任を負う者

人民検察院において民事訴訟手続に責任を負う者は以下からなる。

1. 各人民検察院の長、副長ら
2. 人民検察官¹⁰⁸
3. 人民検察官補佐

第62条（改訂） 民事訴訟手続における人民検察院の役割

人民検察院は、裁判所における法律の遵守¹⁰⁹を監督¹¹⁰する者としての立場で民事訴訟手続に参加するとともに、法律の定めるところに従い、国、社会又は行為無能力者、例えば精神障害者、18歳の成年に達しない子であって後見人のいない者等の利益を守るために、法律の定めるところに従い民事訴訟の原告となる。

第63条（改訂） 人民検察院による裁判所の法律遵守の監督

人民検察院は、裁判所における法律の遵守を監督し、もって事件の手続が包括的、完全、

¹⁰⁸「検察官」の訳をあてているが、職務権限は日本の検察官と異なり、職務上の独立性も低い。ラオ語の直接の意味は「人民検察院職員」又は「人民検察院公務員」といった言葉である。本訳では便宜的に「人民検察官」の訳を宛てる。

¹⁰⁹「遵守」＝「パティバット」。通常は（判決や法規について）「執行」、（契約について）「履行」等の訳語があてられる。法律に使う場合、法律に適切に従って物事を行う、という意味になる。本条では「遵守」と訳した。

¹¹⁰「監督」＝「ティッタームクワッガー」。「ティッターム」は監督、「クワッガー」はチェックの意味。両方併せて「監督」としている。

客観的、適正且つ公正に行われることを確実にするために民事訴訟手続に参加する権限を有する。

各人民検察院の長は、裁判所で行われる訴訟手続に参加して、人民裁判所に対して意見陳述を行うことができる。

第64条（新設） 裁判所における法律の遵守を監督するにあたっての各人民検察院の長及び副長の権限及び責務

裁判所における法律の遵守を監督するにあたり、各人民検察院の長は以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録に基づき情報証拠を確認する
2. 明確でない問題について、裁判所に更なる調査を求める
3. 必要に応じて、監督及び法廷での意見陳述のために、期日に参加し、参加者に対して質問を行う
4. 法律に違反していると思われる第一審判決または上訴審判決に対して異議を申し立てる
5. 法律に定めるところに従い、その他の権限を行使し責務を果たす

各人民検察院の副長は、各人民検察院の長が職責を果たすのを補佐する責務を有し、また、各人民検察院の長の委任に基づき特定の責務を負うこともある。各人民検察院において長がいない又は支障がある場合は、委任を受けた副長がその責務を代わって果たす。

第65条（新設） 裁判所における法律の遵守を監督するにあたっての人民検察官の権限及び責務

裁判所における法律の遵守を監督するにあたり、人民検察官は以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録に基づき情報、証拠を確認し、各人民検察院の長の意見書を起案¹¹¹する
2. 委任を受けて、監督及び法廷で意見陳述のために、期日に参加し、参加者に対して質問を行う
3. 裁判部¹¹²の法律違反及び第一審判決または上訴審判決に対して異議を申し立てる
4. 法律に定めるところに従い、その他の権限を行使し責務を果たす

¹¹¹ 「ハーン」。下書き、草案の作成。

¹¹² 「裁判部」＝「カナサーン」。この「カナサーン」は「カナサーンタッシン」の省略形で「合議体」を意味する可能性もあるが、ラオスでは裁判部が一体となって訴訟指揮に責任を負っているように思われる面があり、その理解に基づき、ここでは言語に忠実に「裁判部」としている。

第66条（改訂） 民事訴訟で原告の立場に立つにあたっての各人民検察院の長の権限及び責務

民事事件が国又は社会の利益に関わるにもかかわらず、いかなる組織又は企業も訴えを提起しないときは、各人民検察院の長は、法律に定めるところに従い、民事事件の原告としての立場で裁判所に対して訴状を提出する権限を有する。

原告としての立場で事件に参加する各人民検察院の長は、事件における当事者と同じ権限及び責務を有する。

委任を受けた人民検察官は、事件において当事者と同じ権限及び責務を有する。

第67条（新設） 人民検察官補佐の権限及び責務

人民検察官補佐の権限及び責務は、人民検察院法及びその他の法令に規定する。

第68条（新設） 訴訟手続における人民検察院の義務及び責任

各人民検察院の長は、裁判に参加して法の遵守を監督し、また、民事事件の原告となるにあたり、以下の義務及び責任を有する。

1. 裁判所の招聘に応じて[裁判に]参加する
2. 法律に定めるところに従い、事件記録を裁判所に返却する
3. 訴訟手続に関する情報又は証拠の秘密を守る
4. 事件記録中の証拠物¹¹³及び全書類を維持管理する
5. 事件記録を調査する際の自身の不適切な行為に対して責任を負う

第V編

訴訟手続への参加

第1章

訴訟手続に参加する者

第69条（改訂） 訴訟手続に参加する者

訴訟手続に参加する者は以下である。

1. 当事者
2. 第三者¹¹⁴
3. 証人

¹¹³「証拠物」＝「コーンガーン」。証拠（ラクターン）より狭く、実際に使われた物などを指すようである。

¹¹⁴脚注18参照

4. 鑑定人¹¹⁵
5. 通訳
6. 弁護士又はその他の保護者¹¹⁶

第70条（改訂） 当事者

訴訟の当事者とは、原告と被告のことである。

原告とは、人、組織又は企業であつて、裁判所に対して、自身の権利、利益が他人によって侵害され若しくは争われ¹¹⁷ているとして訴えを提起し又は何らかの問題について裁判所に非訟申立を行う者である。

被告とは、人、組織又は企業であつて、他人の権利を侵害し又は争っているとして訴え提起された者である。

第71条（新設） 当事者の要件

訴訟において当事者となる者は、18歳以上でなくてはならず且つ精神障害者であつてはならない。18歳未満の者又は精神障害者は、父母又は後見人が当事者として訴訟に参

¹¹⁵「鑑定人」＝「プーシャオサーン」。一般的には「専門家」と訳される言葉。本訳では「鑑定人」の訳語をあてている。

¹¹⁶「保護者」＝「プーポッポーン」。類似の言葉に「プーポッコーン」があり、これは選任された成年／未成年後見人の意味として用いられる（民法典草案参照）。これに対して「プーポッポーン」は少なくとも実体法上はテクニカルタームではない。一般的には「保護者」の意味である。本法では、86条2項において「保護者」（プーポッポーン）の一つとして「後見人」（プーポッコーン）を記載し、また209条2項において、「後見人」（プーポッコーン）が、「保護者」（プーポッポーン）の地位で訴訟に参加するとしている。これらからは、「保護者」（プーポッポーン）をテクニカルタームとして使っているのではないと思われる。なお、両親は「後見人」には含まれず（この点は実体法と整合的）、「保護者」（プーポッポーン）には含まれる（86条2項）。

なお「法定代理人」の概念は1990年の法律にすでに登場する。1990年家族法では「プーターンナーヤーントウクゴツマーイ」という言葉が使われており（同法33条1項）、直訳すると「法律上正しい代理人」である。民法典草案では、若干ラオ語を変えてテクニカルタームとして「プーターンナータームゴツマーイ」（法律に基づく代理人）という言葉を用いている（2017年6月現在）。しかしながら、この概念が浸透しているとは到底言いがたい。民法典草案の説明会では、「司法関係者から「(法定代理人というのは) わかりにくい」「はっきりと『両親及び後見人』と表現すべきである」等の批判が出るほどであった。上記のように説明的なラオ語であることもあってか、一つ概念としては受け取られていないように感じられる。このように「法定代理人」という概念が今後定着するかすら不明の状況である。他方で、委任による代理は全て委任の中で語られてきており、委任と区別した概念としての「(任意)代理」もこれまでなく、民法典起草において初めてまともに議論され、言葉も創設、整理されたといえる。すなわち、ラオスにおいて、法定、任意共に「代理」の概念は基盤が相当に貧弱である。

本法においては、この章で弁護士とその他の保護者に言及し、次章でこれらが（訴訟上の）代理人となる、前者は委任による代理人であり後者は法律による代理人（法定代理）である、とする構造になっている。上記のように代理を巡っては理解も言葉も不十分であることから、実体法上の代理と訴訟上の代理の両者の関係について、言葉も含め苦労して起草している様子がかがえる。

¹¹⁷「争われ」＝「トウク…トーニェーン」。この「トーニェーン」は第3条3号が定義するテクニカルタームとしての「トーニェーン」とは異なり、ここでは一般的な用法として、英語の challenge にあたる意味である。例えば他人の占有物について所有権を主張すること、担保の実行に際して第三者が異議を申し立てることなどを指す。

加する¹¹⁸。

組織¹¹⁹は、ラオス人民民主共和国の法律又は本法361条が適用される場合はその関係国の法律に従って、適正に法人として登記している場合は、訴訟において当事者となることができる。

その他の者は、適法に委任を受けた場合に代理人の立場で当事者として訴訟に参加することができる。

第72条（改訂） 当事者の権利及び義務

当事者は訴訟手続において平等の権利を有する。

当事者は以下の権利を有する。

1. 訴状、答弁書、反訴状及び非訟申立書を提出する
2. 裁判官、人民検察官、書記官、鑑定人及び通訳の忌避を申し立てる
3. 証拠を集め提出し、調停を求め、取り調べにおいて対質に出席する
4. 裁判所に対して、請求¹²⁰を保全するための強制措置又は一時的な強制措置¹²¹を申し立てる

¹¹⁸ 本条の内容は日本では訴訟能力の話であるが、ラオスでは訴訟能力と当事者能力の区別はなく、日本における訴訟能力の内容を「当事者たる能力」として規定している。

ここにはラオスにおける従来の権利主体の考え方が影響している。法律上の文言にかかわらず（1990年家族法などの文言上は親が代理人として行為することが明確である）、多くの実務家が、子どもには権利がなく、親が子のために行う各行為は、子に代わって行うのではなく親自身の権利である、と考えている。民法典の起草過程において、日本側から説明を受けて、同草案では権利能力と行為能力を分けて理解したが、この考え方はラオスの法律実務家に十分浸透していない。草案起草過程の議論や地方での実務家からの意見聴取では「子には何ら権利はない、ここで規定する権利はいずれも親の権利である」といった発言が公然と為される状況である。このように権利能力と行為能力が未分化であるから、訴訟における当事者能力と訴訟能力が区別されないのは当然とも言える。

また別の観点からは、ラオスの訴訟構造の影響も考えられる。すなわち当事者主義的要素がきわめて少ないことから、そもそも訴訟能力を厳密に考える必要性も、判決効が及ぶ範囲を厳密に考える必要性も乏しいと言える。そうであれば当事者たる地位も、窓口に来て訴状を出せる人という程度の意味しかないとも言える。

ラオスの司法関係者が「誰を訴訟の当事者とすべきか」という問題の本質に向き合うためには、訴訟構造がより当事者主義に傾き、誰の訴訟行為が誰に影響すべきか、そしてそれはなぜ正当化されるのかといったことが問題として認識されることが必要であろう。

¹¹⁹ 「組織」＝「ガンジャタン」。本法では組織を、法人を含むものとして捉えている。この点はラオスで明確とは言えず、法令も一貫していない。例えば、民法典草案作成過程でも議論があり、結局同草案では、多くの箇所「法人及び組織」という書き方をしている（2017年6月現在）。そこでは「組織」は国家機関等を想定しており、法人と並列の関係にあると考えている。

¹²⁰ 「請求」＝「ガンホンフオン」。日本の訴訟法でいう「請求」とは異なり、より一般的な意味であり、「訴え」とも訳せる。

¹²¹ 「一時的な強制措置」＝「マータガーンズワカーオ」。意味するところは134条以下の種類の強制措置であり、「マータガーンヒープドゥワンスワカーオ」（「緊急の一時的強制措置」）が正しいと思われる。ここでは省略している。

5. 裁判所に対して、欠席審理，裁判¹²²を申し立てる
 6. 裁判所に対して，当事者が自ら取得して裁判所に提出することができない場合に情報証拠を収集すること，証人に対する尋問を行うこと，鑑定人を選任して鑑定させ，場合によっては再鑑定をさせること，現場の検証を行うこと及びその他を申し立てる¹²³
 7. 訴訟に参加するその他の者に対して質問する
 8. 事件記録内の書類を閲覧し，事件記録から持ち出す必要のある書類を謄写し又は書き写すことを求める。但し，秘密にすべき商業上の秘密又はその他の情報を秘匿しなくてはならない
 9. 弁護士又はその他の保護者を訴訟遂行に関わらせる
 10. 取り調べの機会に又は法廷において，事件について書面で又は口頭で証言を行う
 11. 裁判所に，第三者を訴訟手続に参加させるよう申し立てる
 12. 訴訟手続の停止又は延期を申し立てる
 13. この改正法に定める裁判を除いて¹²⁴，命令，決定，第一審判決又は上訴審判決について，控訴，破棄を申し立てる
 14. 裁判官の行為又は命令であって不適切であると思われるものに対して異議を述べる¹²⁵
 15. 裁判所の判決で確定したものについて執行を求める
 16. 法律の定めるところに従いその他の権利を行使する
- 当事者は以下の義務を負う。

¹²²「欠席審理，裁判」＝「ピチャーラナータッシンラプラン」。「タッシンラプラン」はテクニカルタームであり，被告が不出頭のまま判決を行うことを意味する。217条参照（但し，被告不出頭のまま行う期日や判決言渡全体を指す場合もある）。直訳は「不在判決」「欠席判決」等であるが，本訳では「欠席裁判」の訳語をあてている。なお，欠席の事実のみを持って敗訴させるという意味のいわゆる欠席判決とは異なる。また，送達ができないなど，当初から被告の所在が不明である場合，通常の手続として欠席裁判が行われるわけではなく，要件を満たした時点で非訟申立（350条）に移行するというのが起草者の説明である。

¹²³本号は意識している。原文は主語が一貫していない。この一文の中に①裁判所をして情報，証拠を収集させる，②証人の尋問を申し立てる，③鑑定人を選任して鑑定させる，④再鑑定を申し立てる，⑤現場検証を行う，⑥その他という6つの事項が書かれている（さらに名詞句と動詞句が混在する）。①の主語は当事者であるが，本条の他の号と同じくそれは記載されていない。柱書が主語になっている。③⑤及び⑥の主体は裁判所であるから，①と整合し，①の「裁判所をして…」に続けて読むことが可能である。他方②及び④の主体は明らかに当事者であり，①につなげて読むことが難しい。ラオ語の文法は緩やかで柔軟であるため，書きたいことは訳したとおりで間違いのないと思われるが，原文を忠実に訳すと日本語としては読解困難になるため適宜書き換えた。

¹²⁴「この法律が特に禁止する場合を除き」と言いたい。例えば死亡宣告等の申立を棄却する判決に対しては上訴ができないと考えられている（なお，個人的には一般に非訟申立に関して上訴を許す328条があることから，前記扱いは単なる実務であるように思われるが，起草者は，他の非訟申立については各論で上訴を定めるのに，死亡宣告についてはそのような規定を設けていないことをもって，前記の扱いは法律の定めに基づくと考えている）。

¹²⁵「異議を申し立てる」＝「ホーントック」。この効果に関する規定は見受けられない。テクニカルタームではなく，一般的な意味で「異議，不平を述べることができる」という意味にとどまると思われる。

1. 裁判所の召喚状に従って自ら出頭し又は代理人を出頭させる
2. 訴え、答弁、反訴又は非訟申立において自らが依拠する出来事を裏付ける証拠を探して持ってくる
3. 事件の尋問手続に参加し、裁判所の命令及び法廷における規則に従って行動する
4. 訴訟手続において自身の権利を善意¹²⁶で行使する
5. 裁判所の計算に従って訴訟手続に関して予納金を納め¹²⁷、裁判費用を支払い且つ裁判所の第一審判決に従って税金（印紙代）を納める
6. 確定した裁判所の裁判を履行する
7. 法律に定めるその他の義務を履行する

第73条（改訂） 原告の権利及び義務

この改正法72条に定める権利及び義務に加えて、原告は、訴状の目的¹²⁸を変更し、訴状記載の訴額を追加若しくは削減し又は訴状を取り下げる¹²⁹権利を有するとともに裁判所の召喚状に従って裁判所に出頭する義務を有する¹³⁰。原告が召喚状を受領したものの、合理的な¹³¹理由を示さず、三回に渡り、召喚状に従った出頭をしない場合は、裁判所は当該事件を審理せず、原告は当該事件について訴えを提起する権利を失う。

裁判所は、その取り下げ及び和解が、法律、社会の平穩及び秩序に反し、国、社会又は他者の権利及び利益を侵害するときは、原告が訴状を取り下げること及び被告と和解する¹³²ことを認めない。

¹²⁶ 「善意」 = 「ポーリスツチャイ」。二つの意味で使われる。一つは「知らない」という意味の「善意」、もう一つは「善良な心で」という意味の「善意」。ここでは後者であるから「誠実に」等でも良いが、ラオ語自体がこの両者の意味を持つことから、敢えて両方の意味に取れる「善意」としている。

¹²⁷ 「予納金を納め」 = 「ナムグンマーワーン」。直訳は「お金を持ってきて預け」。

¹²⁸ 「目的」 = 「パオマーイ」。請求の趣旨にあたるもののことを言いたいと思われるが、ラオスには「請求の趣旨」に相当する厳密な概念はなく、当然テクニカルタームも存在しない（166条2項5号参照。請求の趣旨にあたるものを詳細に考察しないのは訴訟構造を考えると自然である）。実務上、訴状の中で端的に相手に求めることを記載する欄の表題は「ガーンホーンコー」（「請求」/「求めること」等）であり、「パオマーイ」という言葉は使われていない。ここでは文字どおり「目的」という一般的な言葉として「パーオマーイ」が使われているものと思われる。

¹²⁹ 意味としては訴えの取り下げである。脚注11及び12参照

¹³⁰ 前条2項1号と重複する。ラオスの法律では重複は一般的であって、そこに特別の意味（一般規定に対する特別規定の意味を持つとか、反対解釈が妥当する等）はないのが一般的であることからすると、ここも深い意味はなく、単なる重複であろうと思われる。

¹³¹ 「合理的な」 = 「スーアトゥーダイ」。直訳は「信用できる」。

¹³² 「和解」 = 「トクロンガンドーイディー」。本項に出てくる「和解」は、最初のものが「トクロンナン」（「そのトクロン」）、二つ目が「トクロンガンドーイディー」である。ラオ語上は後者が先にくるので、前者は後者を受けた省略形である。「トクロンガン」は「(互いに)合意する」、「ドーイディー」は「friendly」又は「fairly」。直訳からは若干離れるが、文脈上、日本語としては「和解する」が最も適切と思われる。なお「和解」にあたるラオ語としては、裁判上の和解にあたるものとして「ガイキヤ」（裁判外の調停も同じ。区別されない。本訳では「調停」としている）が、「互譲」にあたるものとして「パニーパノーム」がある。

第74条（改訂） 被告の権利及び義務

この改正法72条に定める権利及び義務に加えて、被告は、原告の訴状の全部又は一部を認諾又は否認し、原告が未だ自らに対して負っている何らかの債務があると思うときは反訴を提起する権利を有するとともに裁判所の召喚状に従って裁判所に出頭する義務を有する¹³³。被告が合理的な理由なく¹³⁴三回に渡り召喚状に従った出頭をしないときは、裁判所は連行状を発効するか又は原告の訴えに沿って判決する。

裁判所は、その認諾及び和解が、法律、社会の平穩及び秩序に反し、国、社会又は他者の権利及び利益を侵害するときは、被告が原告の訴状を認諾することを認めず、また原告と和解することを認めない。

第75条（改訂） 第三者

第三者とは、人、組織又は企業であつて、現に裁判所で検討されている事件に関わる自らの権利及び利益を守るため、訴訟に参加する者である。

第三者は、訴訟において原告又は被告そのもの¹³⁵ではないが、訴訟手続に原告側又は被告側の立場で参加する。

第76条（改訂） 第三者の権利及び義務

第三者は、自らの訴状を提出する第三者と、自らの訴状を提出しない第三者からなる。

自らの訴状を提出した第三者は、その時点から、裁判所によって判決が出されるまで訴訟に参加することができ、この改正法73条に定めるところに従い、原告と同じ権利を行使し、義務を負う。

自らの訴状を提出していない第三者は以下の権利及び義務を有する。

1. 訴訟に原告側として又は被告側として参加する
2. 当事者若しくは各人民検察院の長の申立により又は裁判所の指示¹³⁶に応じて、出頭して訴訟に参加する
3. 当事者と同じ権利を行使し、義務を負う。但し、訴状の目的を変更する権利、訴状記載の訴額を追加又は削減する権利、訴状を取り下げる権利、訴状を認諾し又は和解する¹³⁷権利及び確定した判決の執行を求める権利についてはこの限りでない

¹³³ 脚注130参照。

¹³⁴ 前条と若干表現が異なる。「召喚状を受領したにもかかわらず」という部分は前条にあつて本条にはない。また前条は「理由を示さず」としているが本条は「理由なく」としている。しかしながら脚注130記載のとおり、こういった細かい表現の違いには特段の意味はないことが一般である。

¹³⁵ 「そのもの」＝「ドーイゴン」。直訳は「直接」。

¹³⁶ 「指示」＝「カムサヌー」。裁判形式の一つではない。一般的な意味での「指示（書）」「提案（書）」「要請（書）」といった意味と思われる。

¹³⁷ 「和解する」＝「トクロンガンドーイディー」。脚注132参照。

第77条 雇用上の地位¹³⁸の回復に関する第三者¹³⁹

不正に解雇され又は異動¹⁴⁰させられた職員、労働者又は被用者¹⁴¹の雇用上の地位の回復に関する申立においては、裁判所は、当該職員、労働者又は被用者の解雇又は異動を命じた者を、第三者として¹⁴²参加させる。当該解雇又は異動が法律に違反すると判断されたときは、裁判所は解雇され又は異動させられた者を元の仕事に戻すとともに、当該命令を出した者から上記の者に対して全損害の賠償をさせる。

第78条（改訂） 訴訟手続における承継¹⁴³

裁判所は以下の場合、当事者の承継を許可する。

1. 当事者が死亡した場合。但し、個人的な権利であって、代わって行うことができないもの、例えば、母及び子の権利の剥奪などに関する訴え又は非訟申立はこの限りでない
2. 当事者である法人が解散又は破産した場合
3. 契約内外債務法の定めるところに従い、原告又は被告が権利又は義務を移転し、他人が代わって履行する場合¹⁴⁴

承継は訴訟手続の全ての審級で行うことができる。

権利、義務及び当該訴訟中に当事者によって為された全ての行為は承継した者に対して効果を有する。

第79条（新設） 訴訟手続における承継の方法

当事者の一方が、死亡し、解散若しくは破産し又は権利を代わって履行させるべく他人

¹³⁸ 「雇用上の地位」＝「ウィヤックガーン」。直訳は「仕事」。意識している。

¹³⁹ 本条の訴えは組織や会社が被告となる（起草者）。事例は多くないという。

¹⁴⁰ 「異動」＝「ニョクニャーイ」。昇進、降格、職種変更、勤務地の変更などを含むようである。

¹⁴¹ 「職員」＝「パナツガーン」、「労働者」＝「ガマゴーン」、「被用者」＝「プーオークヘーンガーン」。それぞれに厳密な使い分けがあるものではなく、むしろそれぞれの語彙の一般的な定義が明確とは言えないこと、社会において、人によって使う言葉が異なることから、漏れのないように類語を重ねているに過ぎない。意味からまとめて「被用者」とのみ訳すことも可能。

¹⁴² 「第三者として」＝「ナイナムブッコンティーサーム」。「ナイナム」は多くの場合 on behalf of であるが、「～の名の下に」という意味もある。ここは後者。82条、90条、249条、277条及び301条中の「ナイナム」も基本的には同様の用法と思われる。

¹⁴³ 「承継」＝「スープトーテーントワ」。原文は「スプトー…」となっているが、「スープトー」の誤記と思われる。

¹⁴⁴ 本条は一見すると実体法上の物件移転に伴い訴訟当事者が変更する場面のように思われるが、ラオスの実務上、係争物の物件移転は起きないという。その理由は、係争物は所有権が確定していないため、自分に所有権があるかどうかかわからない物を移転するのは違法であり且つ係争物であることを認識しつつ権利関係に入る者は原則として第三者として訴訟に参加することが想定されていることによる（地域人民裁判所副所長らの発言（2013年10月9日）。契約内外債務法10条3号参照）。本条はむしろ債権譲渡、債務引き受けの場合に限った規定であるというのがラオスの法律関係者の一般的な理解である。この理解は旧法では明確である（2004年民事訴訟法（No. 02/NA, 2004年5月17日）27条1条3号、1990年契約法23条）。

に移転したときは、承継人¹⁴⁵又は権利の移転を受けた者は、当該事態の証明書類を添えて、訴訟手続を行っている人民裁判所に対して検討するよう申立を行わなければならない。

人民裁判所は、命令を発して当事者を変更し、その命令書を書記官に渡して事件係属簿及び事件記録表紙の事件当事者を変更させ且つ当該命令書を事件記録に綴らせなくてはならない。

第80条 証人

証人とは、紛争となり又は事件の背景となっている実際の出来事を知り又は見た者である。

聾者、啞者、精神障害者¹⁴⁶、18歳の成年に達しない子、いずれかの当事者の近親者は、出頭して供述¹⁴⁷し、それは情報として採用されるが、証人とはみなされない。

第81条（改訂） 証人の権利及び義務

証人は以下の権利を有する。

1. 裁判所に対して証言する
2. すでに証言した自身の証言録取記録を閲覧する
3. 自身の証言録取記録の[内容の]訂正若しくは追加又は追加の証言を申し立てる
4. 裁判官の不適切な行為に対して異議を述べる
5. 生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であって自身の証言に由来するものから法令に従い保護を受ける

証人は以下の義務を負う。

1. 裁判所の召喚状に従い出頭する
2. 実際の出来事に従って正しく証言する
3. 虚偽の証言¹⁴⁸及び証言の拒否に対して法律に従い責任を負い、証人が病気、高齢、足が不自由又はやむを得ず召喚状に従って裁判所に出頭することができない場合には裁判所はその証人の証言をその者のいる場所で録取する¹⁴⁹

証人を裁判所に出頭するよう呼び出すことを申し立てる者は、当該証人の氏名及び住所とともに、当該証人が事件の中の出来事にどのように関係するかについて裁判所に対して明確に示さなければならず、併せて招聘され、訴訟手続に参加する者に対する費用につい

¹⁴⁵「承継人」＝「ブースーブトート」。前条及び本条が規定する訴訟承継人ではなく、一般的な意味として承継する者を指す。具体的には相続人及び法人の精算に責任を負う者を指すと思われる。

¹⁴⁶「精神障害者」＝「コンパンニャーオーン、シアチット」。「コンパンニャーオーン」も「(コン) シアチット」も同じく精神障害者を指す言葉。まとめて訳している。脚注82参照。

¹⁴⁷「証言」＝「ハイガーン」。証人たり得ないものであるから日本語として「証言」はおかしいが、ラオ語はいわゆる「証言」と同じ言葉であるため敢えて「証言」とした。脚注9参照。

¹⁴⁸「虚偽の証言」＝「ハイガーンテット」。2005年刑法(No. 12/NA, 2005年11月9日)164条のタイトル「虚偽の証言」と同じラオ語。

¹⁴⁹本号は一文であるが、意味は冒頭の読点で区切れており、主語も異なることから本来二文とすべきもの。

て、法令に従い責任を負う。

第82条（改訂） 鑑定人

鑑定人とは、特定分野において知識及び経験を有し、関係機関によって認証された者であり、自身の専門分野に関わる問題を明確にすることができる者をいう。

証拠に科学、技術、商業、会計及びその他の疑いがあるとき、鑑定¹⁵⁰が必要と判断したときは、裁判所は、訴訟参加者の申立に基づき又は裁判所独自の判断に基づき、命令を発して鑑定人を選任し、鑑定を行わせる。

鑑定人は、当該命令で定める範囲に従い、証拠の鑑定を行わなければならない。鑑定を行ったのち、鑑定人は、自らの名前で報告書¹⁵¹を作成して意見を述べ、定められた期間内に裁判所に提出しなければならない。その意見に責任を負わなければならない。

鑑定は、複数の鑑定人が行うこと又は複数回行うことができる。

再鑑定は、前回より多い人数の鑑定人にやらせなくてはならない。

鑑定人がいない場合は、専門家を選任して代わりに行わせることができる。

第83条（新設） 鑑定人の権利及び義務

鑑定人は以下の権利を有する。

1. 鑑定を正確且つ明確なものにするために、追加の情報証拠を求める
2. 裁判所の命令に従い、証拠の鑑定に対する報酬及びその要した費用を受け取る
3. 鑑定の結果について裁判所に証言、説明をする
4. 鑑定に関して新たな情報があった場合に、証拠の鑑定結果を追加し、訂正する
5. 生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であって証拠の鑑定に関係するもの及び証拠の鑑定中に生じるものから、法令に従い保護を受ける

鑑定人は以下の義務を負う。

1. 専門的知見に基づき証拠を鑑定し、正確な意見を裁判所に述べる
2. 裁判所の命令に定められた期限に従って証拠の鑑定結果の報告書を提出する
3. 裁判所の招聘に従って出頭して、裁判所に対して証言、説明をする
4. 自身の鑑定に関して責任を負う
5. 裁判所の命令に従って鑑定結果に関する秘密を保持する

¹⁵⁰「鑑定」＝「ピースト」。ピーストは一般的には「証明」の意味で用いられる言葉。ここでも例えば拇印が誰のものであるか明確にすることをさして「ピースト」＝「証明」という言葉を使っている。「証明」と訳す方が、より原文のニュアンスが正しく伝わる反面、ラオスには訴訟上のテクニカルタームとして証明という概念がなく（すなわちラオスでは訴訟が「証明」によって為されるという認識がない）、そちらがより重要な問題であるところ、ここで「証明」という言葉を使うことは、訴訟上の「証明」にまつわるラオスの問題を考える際に、問題を複雑化させるおそれがある。

¹⁵¹「報告書」＝「ボットサルupp」。直訳は「要約した書面」、**「summary」**。なお、「報告書」としてはより直接的なラオ語「ボットラーイガーン」も存在する。いずれのラオ語も日本語の「報告書」の範疇と思われる。

第84条 通訳

通訳とは、訴訟手続に参加する者であってラオ語を理解しない者の言語を通訳することについて知識、能力又は経験を有する者をいう。

通訳は、自身の通訳に関して責任を負うとともに、訴訟の秘密を保持する義務を負う。

第85条 通訳の権利及び義務

通訳は以下の権利を有する。

1. 通訳に先立って、事件に関する情報を知り、研究し、調査する
2. 規則に従って通訳の報酬を受け取る
3. 訴訟手続において、生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であって通訳に
関係するものから、法令に従い保護を受ける

通訳は以下の義務を負う。

1. 発言及び文章の内容に従って正確に通訳する
2. 裁判所の選任に基づいて出頭し通訳する
3. 自身の通訳に責任を負う
4. 裁判所の命令に従い、訴訟の秘密を保持する

第86条 弁護士又はその他の保護者¹⁵²

弁護士又はその他の保護者とは、当事者の正当な権利及び利益を擁護するために訴訟手続に参加する者である。

その他の保護者は、組織、企業の代表者、夫若しくは妻、父母、後見人又は近親者である。

弁護士又はその他の保護者は、訴訟手続のあらゆる審級において、訴訟手続に参加する権利を有する。

第87条（新設） 弁護士又はその他の保護者の権利及び義務

弁護士又はその他の保護者は以下の権利を有する。

1. 当事者と相談する
2. 訴訟において訴状、非訟申立書、答弁書、反訴状を提出する
3. 事件記録内の書類を閲覧し、事件記録から持ち出す必要のある書類を謄写し又は
書き写すことを求める。但し、秘密にすべき商業上の秘密又はその他の情報を秘匿
しなくてはならない
4. 事件に関係する証拠を裁判所に申し出、提出する
5. 尋問手続に出席し、法廷で意見を述べる
6. 裁判官、人民検察官、書記官、鑑定人又は通訳の忌避を申し立てる

¹⁵² 脚注116参照。

7. 裁判官の行為又は命令であって不適切であると思われるものに対して異議を述べる
8. この改正法に定めるところに基づく裁判を除いて¹⁵³、命令、決定、第一審判決又は上訴審判決について、控訴、破棄を申し立てる
9. 生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であって依頼者のために行う訴訟遂行に由来するものから法令に従い保護を受ける
10. 法令に従いその他の権利を行使する

弁護士又はその他の保護者は以下の義務を負う。

1. 自身が守る当事者の正当な権利及び利益を擁護するため、法律に定められたあらゆる手段をとる
2. 自身が守る当事者に対して法的な補佐を行う
3. 自身の公益規範¹⁵⁴を実践する観点から、訴訟手続が適正且つ公正なものとなるように、証拠の収集において役割を果たす

第2章

訴訟手続における代理人¹⁵⁵

第88条（新設） 訴訟手続における代理人

訴訟手続における代理人とは、訴訟手続において、当事者に代わって権利を行使し義務を履行する者である。

訴訟手続における代理人には、法定代理人及び委任による代理人がある。

第89条（改訂） 法定代理人

法定代理人は、その保護する者からの選任又は委任なくして訴訟遂行の権限を有する者である。

法定代理人は以下の者である。

1. 18歳の成年に達しない子、精神障害者¹⁵⁶、聾者、啞者の権利及び利益を擁護するための代理人であって、これらの父母又は後見人

¹⁵³ 脚注124参照。72条1項13号と若干ラオ語の表現が異なるが、深い意味はないと思われる。

¹⁵⁴ 「公益規範」＝「ジャンニャータム」。訳しにくい言葉であるが、ここでは公益心、公共心、利他的で公正さを求める心といったものを言いたいようである。前後の表現と併せ、本号は「そのような内心の実践として、訴訟を適正、公正なものにすべく、積極的に証拠を探し、もって真実発見に一役買うべし」といったことを言いたいと思われる。日本における弁護士の真実義務に通じるところがあるように感じられる。

¹⁵⁵ 脚注116参照。

¹⁵⁶ 「精神障害者」＝「コンパー、シアチット、コンパンニャーオーン」。いずれも精神障害者を指す言葉。まとめて訳している。このように類語を並列するのは、ラオ語の語彙の意味が万人に明確とは言えず、人や地域によって同じ概念を異なる言葉で表現することから、ある概念を条文で明確に伝えるためには、複数ある表現を並列した方がよいとの考えに基づく。脚注82参照。

2. 失踪者の代理人であって、失踪者の財産を維持管理するべく選任された者
 3. 相続人の代理人であって、死亡し又は判決で死亡宣告を受けた者の相続人¹⁵⁷の相続財産でありながら未だ承継¹⁵⁸する者がいない場合に、これを維持管理するべく選任された保管者¹⁵⁹
 4. 夫又は妻は夫婦の婚姻財産及び負債について互いに代理人となる
- 加えて、適法に他人の財産を占有する者は、法定代理人とする¹⁶⁰。

第90条（新設）法定代理人の権利及び義務

法定代理人は、この改正法72条に定めるところに従い、当事者と同じ権利及び義務を有する。

法定代理人は、訴訟において当事者に代わって且つ当事者の名前で権利を行使し義務を履行し、自身が保護する者の利益のために所有権に伴う権利を処分する権限¹⁶¹を有する。

第91条（改訂）委任による代理人

委任による代理人は、その保護する者又は人民裁判所からの選任又は委任により訴訟を遂行する権限を有する者である。

委任による代理人は以下の者である。

1. 弁護士
2. 組織又は企業の職員又は労働者であって、その組織又は企業が関わる訴訟において委任を受けた者

¹⁵⁷「相続人」＝「プースープトートコーンチャオムーンモラドック」。直訳すると「遺産所有者の相続人」。ここで「遺産所有者」というのは被相続人を意味する。ラオスの家族法で定着している表現。厳密には、死者に所有権はないので被相続人を「遺産所有者」と表現するのはおかしいが、すでに定着しているということで民法典草案でもこの言葉が維持された（2017年6月現在）。

¹⁵⁸「承継」＝「ハップアオ」。ラオスでは被相続人死亡後の遺産所有権の帰趨は不明確である。法律家によって主張する解釈は異なるが、多数の見解は、「死亡によって相続人は何らかの権利を取得するが、「所有権」とは言えず、また様々な制限のある権利であり、承継（ハップ）という手続を経て初めて『所有権』を取得する」とする（その中でも細かい部分について主張は人に拠って異なる）。下線部について「制限付きの所有権である」と主張する者もいるが（ソムサクなど）、議論を聞く限り所有権の範疇に含めるのは少数であると思われる。民法典草案では、担当グループが相続編においてこの点を明確化して、死亡後承継までは「制限付きの共同所有権を有する」とする改正案を起草したが、反対多数で却下された（2017年7月現在）。

¹⁵⁹「保管者」＝「プーポッコーン」。「プーポッコーン」は本来テクニカルタームとして「（成年及び未成年）後見人」の意味で使われる。例えば民法典草案ではこの意味でしか使われない（2017年6月現在）。他方、遺産管理人／相続財産管理人にあたる概念は、「プークムコーン（管理人）」の言葉が使われる（2008年相続法（No. 02/NA, 2008年12月8日）及び民法典草案）。ここでなぜ唐突に「プーポッコーン」が使われているか不明であるが、一般的な言葉として使われていると理解し、制度上の遺産管理人／相続財産管理人と区別する意味で「保管者」と訳した。

¹⁶⁰「…とする」＝「トゥーワー…」。一般的な意味として「みなす」「そうであると考え」。ちなみに、ラオスでは法律上のみなし規定にあたる技術はないため、この言葉を使っても反証を許さないという意味ではない。そのためこの言葉が「みなす」と訳される場合は注意が必要である。

¹⁶¹「所有権に伴う権利を処分する権限」＝「シッシーカート シンナイガマシット」。「シッシーカート」はテクニカルタームで、所有権の一内容としての「処分権」の意味である。他方「シンナイガマシット」は、ここでは「所有権に伴う諸権利」を指すと思われる。

3. 訴訟において同じ側に立つ当事者から委任を受けた者¹⁶²
4. 当該訴訟について裁判所が代理人たるべく選任した第三者¹⁶³
5. 委任を受けた原告、被告又は第三者の親戚¹⁶⁴

第92条（新設） 委任による代理人の権限及び義務

委任による代理人は委任契約の中で定める範囲の権限及び義務を有する。

代理人は、当事者の秘密を守り且つ自身が裁判所で代理人となる委任者¹⁶⁵の正当な権利及び利益を守るために情報、証拠を収集しなければならない。

第93条（改訂） 訴訟手続における代理人の委任

裁判所の訴訟手続に参加する代理人を委任するということは、当事者が、何人かにその権利及び義務を授与して、自身に代わってこれを行使、履行¹⁶⁶させることである。その委任は、書面でしなくてはならず、委任者が属する組織、例えば組織¹⁶⁷、企業、公証局、村、施設¹⁶⁸、学校、病院、勾留施設¹⁶⁹から認証を得なければならない。

法人によって行われる委任は、その組織又は企業の長によって為されなければならない。

¹⁶² 言葉足らずであるが、「原告（又は被告）が複数いる場合に、原告（又は被告）の一人が他の原告（又は被告）の代理人となること」であると説明される。2004年民訴法と同じ表現であり（同法35条2項3号）、従来の理解に沿って説明される。

¹⁶³ 本号の表現は明確ではないが、実務及び裁判官らによる解説から判断して、裁判所がアド・ホックに選任する場合を指すようである。93条3項参照。

¹⁶⁴ 本号は2004年民訴法及び1990年民訴法の本条に相当する規定（同35条及び同26条）には存在しない。そこで本号によって弁護士代理の原則が後退したと思われることが多いが、実体は逆である。起草者及びその他の裁判官によると、旧法以前の実務において、親戚による代理は（民事訴訟法に何ら根拠がないにもかかわらず）広く行われていたという。さらには、その際親戚であることの証明を求める根拠もなく、結果的に自称親戚の名の下に事件屋（「タネ」と呼ばれる）の関与を許していたという。それに対して裁判所が危機感をもち、本条を新たに設けることで、一定の近親者のみを代理人として認めるといふ、従来より厳格な運用を目指したものである。なお、起草者及び最高裁判所の考えとしては、将来的には弁護士代理の原則をより進めて、本号にあたる代理を認めないようにしていくことが望ましいという方向性を持っている。

¹⁶⁵ ここで「委任者」という言葉を用いているのは、ラオスに代理人に対応する「本人」という言葉がないことによる。「本人」に当たる言葉は民法典草案起草過程で2016年に創設するに至ったが、最終的に受け入れられるかは不明である（2017年6月現在）。

¹⁶⁶ 「行使、履行」＝「パティバット」。「パティバット」は一語で権利の「行使」と義務の「履行」両方を意味することができる。

¹⁶⁷ 「例えば」の中に出てくる「組織」とその直前の「組織」は同じラオ語「オンガンジャットン」である。

¹⁶⁸ 「施設」＝「サターバン」。研究所など。ラオスでは格の高さによって「施設」「センター」といった名称を使い分けており、「施設」の中には省に匹敵するものもある。ちょうどよい日本語がないため施設と訳している。

¹⁶⁹ 「勾留施設」＝「カーイクムカン」。一般的には勾留施設や矯正施設を指す比較的丁寧な言葉のようであるが、2012年刑事訴訟法（No. 17/NA, 2012年11月10日）で矯正施設や勾留施設として使われている言葉（前者として「スーンダッサン」「カーイダッサン」、後者として「サターンティーガッカン」など）とは異なるため、厳密な意味で使われている訳ではないと思われる。なお、本条の「カーイクムカン」は2012年刑事訴訟法では、257条、265条、268条及び269条で「カーイクムカンダッサン」として刑事施設を包括的に言及する言葉の一部として用いられている。

裁判所による代理人の選任¹⁷⁰は、一方当事者が誰にも委任することができない場合、例えば貧しい人、恵まれない人である場合などに為される。

第94条（新設） 訴訟手続において代理人になることが許されない場合

以下の場合、訴訟手続において代理人となることが許されない。

1. 当事者から正当に委任を受けていない者
2. 同じ訴訟においてすでに一方当事者の代理人となっている者
3. 行為無能力者
4. この改正法54条及び61条に定めるところに従い、訴訟手続に責任を負う者

第95条（新設） 訴訟手続における代理の終了¹⁷¹

法定代理は¹⁷²、その管理下にある者が、成熟し若しくは18歳の成年に達するか又は行為無能力者が当初の状態に回復して自ら訴訟手続に参加することができるようになったときは、終了する。

委任による代理¹⁷³は、代理人が委任契約によって定めるところに従い権限及び責務を果たしたとき又は当事者が代理人に対して契約を解除したときは、終了する。

当事者は、裁判所において訴訟を遂行する代理人を解任したときは、裁判所に書面で通知しなければならない。

第VI編 事件における証拠

第96条（改訂） 証拠

民事事件における証拠とは、事件に関係する物、書類など、当事者若しくは第三者が裁判所に持参して提出し又は裁判所が自ら収集する各情報であって、裁判所が訴え、答弁又は反訴をもたらした出来事及びその他の重要な意味を持つ出来事を特定する助けとなり、もって裁判所が事件に適正な判決を下すための基礎となるものである。

第97条（新設） 証拠の源泉¹⁷⁴

証拠は以下の源泉からもたらされる。

1. 書類、物及び音
2. 物等の展示
3. 事件における当事者、第三者、証人の証言

¹⁷⁰ 「選任」＝「テンタン」。91条2項4号の「選任」と同じラオ語。

¹⁷¹ 直訳は「代理人であることの終了」。冗長であることから短くしている。

¹⁷² 直訳は「法定代理人は」。タイトル同様、意味から判断して動詞に合わせて「法定代理」としている。

¹⁷³ 直訳は「委任による代理人は」。同上

¹⁷⁴ 「源泉」＝「ティーマー」。「背景」、「源」といった意味。

4. 鑑定人又は関係する公務員の報告書¹⁷⁵及びラオス人民民主共和国が加盟する司法関係の国際的な二国間又は多国間条約の加盟国からもたらされる情報
5. 現場の検証調書
6. 係争物の評価¹⁷⁶の結果
7. その他の適法な源泉

第98条 証拠の種類

民事、商事、家事、少年及び労働事件における証拠は以下からなる¹⁷⁷。

1. 物的証拠
2. 文書の証拠
3. 人的証拠

物的な証拠は、紛争に関係する物、例えば乗り物、フェンス、農作物及びその他の物から得られる¹⁷⁸。

文書の証拠は、紛争に関係する所有権証明証、契約、写真等¹⁷⁹、財産の目録及びその他の書類から得られる。

人的な証拠は、紛争に関係する当事者の証言並びに証人及びその他の訴訟手続参加者の証言及び確認¹⁸⁰から得られる。

第99条（改訂） 物又は文書の証拠

物又は文書の証拠を自ら申し出又は裁判所によるこれらの収集を申し立てる者は、裁判

¹⁷⁵「報告書」＝「ボットサルップルーボットライガーン」。「ボットサルップ」は「要約書」，「ルー」は「又は」，「ボットライガーン」は「報告書」であるが，訴訟の文脈では両者に日本語ほどの厳密な区別はなく，いずれも意味としては日本語の「報告書」の範疇と思われる。

¹⁷⁶「評価」＝「ティーラーカー」。価格の評価に限らず広く使われる。例えば証拠の評価，人物の評価などもこの言葉が使われる。

¹⁷⁷本条各号は「物証」「書証」「人証」と訳す余地もあるが，その場合，以下の点に留意が必要である。

①日本語の「物証」には文書が含まれるが，本条1号は文書を含まない。また日本語の「物証」は証拠方法としての有形物を指すが，本条1項1号は，2項以下の説明からすると，そこから得られる証拠資料であって証拠方法ではない。②日本語の「書証」は証拠調べであるが，本条2号は証拠資料である。③日本語の「人証」は証拠方法としての人を指すが，本条3号は証拠資料である。

以上を踏まえ，本訳では，ラオ語に忠実に上記のように訳している。以上の若干のずれを踏まえたうえで敢えて「物証」「書証」「人証」と訳する余地もある。

¹⁷⁸96条からも明らかなように，ラオスにおいて証拠とは情報の一種と捉えられている。例えば車両そのものが証拠なのではなく，証拠は車両から得られる情報である。このような抽象的観念的な思考はラオスにおいてきわめて稀にしか見られないことから興味深い。他方でこのことは法律家を含め，一般にほとんど顧みられていないように感じられる。すなわち，議論を聞くと，裁判官等法律家は証拠を日本で言う証拠資料ではなく，証拠方法として捉えているように感じられることが多い。この考え方は一般的な「証拠」というラオ語の意味に忠実であり，それ故に根強いと思われる。

¹⁷⁹「写真等」＝「フープパーブ」。写真に加え，手書きの絵が含まれるため，「等」としている。

¹⁸⁰「確認」＝「ガンヤンユーン」。「認証」「有効化」などと訳される。ここでは，例えば土地登記当局が土地権利証を真正なものであるとお墨付きを与えると，関係者が当該書類は確かに自分が書いたものであると認めるといったようなことを指している。類語を重ねて意味を明確化しようとするラオ語表現上の特徴からして，これらが明確に証言から区別されているということではない。

所が事件の審理において参照できるように、その証拠にまつわる出来事又は源泉を説明する義務を負う。

事件に関係する物又は文書の証拠が、訴訟に参加しない人、組織又は企業に由来するときは、当該証拠は返却されるが、裁判所はこれらの写しを作成して事件記録に綴らなくてはならない。

証拠となる物又は書類は、見る¹⁸¹こと、触る¹⁸¹こと、聞くこと又は読むことができるものでなくてはならない。

第100条 人的証拠

当事者又は事件に関係する第三者の証言は、その他の証拠と併せて精査、評価される。

当事者が、自らの訴状、答弁書又は反訴状の根拠として主張する¹⁸²出来事又は情報については、裁判所は、自らの心証¹⁸³に従い、真実に沿ってこれらを検討する。裁判所は、当事者の主張が、事件の実際の出来事に合致すると確信するときは、その出来事又は情報を真実であるとみなす¹⁸⁴。

第101条（改訂） 商事事件における証拠

商事事件における証拠は、証拠の種類一般について規定されるものの他、訴訟手続の中で用いられる商事関係の書類、物又は情報、例えば電子書類、写真等、通話録音、ファックス、インターネット又はその他の科学的手段などがある。

第102条（改訂） 当事者及び第三者の証拠提出義務

各当事者及び第三者は、事件に関する証拠を収集して、人民裁判所に提出する義務を負う。

原告は、自身の訴状の根拠となっている出来事を明らかにするためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。

被告は、自身の答弁書又は反訴状の根拠となっている出来事を明らかにするためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。

第三者は、自身の権利、利益を守るためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。

原告の訴状を検討するに先立って、裁判所は、原告が十分な証拠を持っているか否か確認し、十分でない場合は、原告に証拠を追加で収集、提出するよう指示し、なお証拠に不足がある場合は、裁判所は検討をしない。

原告、被告又は第三者の提出した証拠が十分でないときは、裁判所はそれらの者に、証

¹⁸¹「触る」＝「ジャップバーイ」。「ジャップ」は掴むこと。「バーイ」は撫でるように触れること。

¹⁸²「主張する」＝「アーンクン」。訴訟法上のテクニカルタームとして、弁論主義の要素となる「主張」ではなく、単に「述べる」「訴える」という意味の一般的な言葉。

¹⁸³「心証」＝「ドゥンピニッ」。内心の判断や決定（determination）を指すようであり、「心証」と訳している。

¹⁸⁴「みなす」＝「トゥーワー」。脚注160参照。

拠を収集して補充するよう指示するか又は裁判所が当事者の申し立てにより若しくは自らの判断で証拠収集することができる。

第103条（新設） 裁判所に対する証拠の提出

当事者は、裁判所が訴状又は非訟申立を検討のために受理してから第一審裁判所の法廷での弁論が終結するまでいつでも自身の訴え、答弁、反訴又は非訟申立に関する証拠を裁判所に提出することができる。但し、新たな情報、証拠がある場合はこの限りでない。

裁判所に提出する文書の証拠は原本でなくてはならず、原本がない又は原本を裁判所に提出することが困難であるときは、写し、写真又はその他の手段によるものであって認証のあるものを裁判所に持参して承認を得る。外国語の文書については、ラオ語に翻訳し、公証役人からその翻訳が正しいことの認証を受けなければならない。

第104条（新設） 証拠の提出と受理¹⁸⁵

裁判所に証拠を提出する者は、証拠の要旨、特徴、文書の丁数及びその他を記載した申出書を作成しなければならない。裁判所は、当該申出書に記載された要旨から適切と判断されるときは当該証拠を調べなければならない。また、適切に証拠受領証を作成しなければならない。

証拠受領証は、証拠を受領した日時及び場所、提出者及び受領者の名前、証拠の特徴、種類及び数量を記載し、三通作成して提出者及び受領者に確認のため署名をさせ、裁判所の印を押し、証拠提出者に一通を渡し、一通を事件記録に綴り、もう一通を当該第一審裁判所で保管する。

第105条（新設） 証拠に対する反論

相手方当事者の証拠に対して反論する当事者は、裁判所に対して、情報を申し出て提供するか又はその事実を明らかにしなくてはならない。

裁判所は、当事者が申し出た全ての証拠について相手方当事者に了知させ¹⁸⁶て反論の機会を与えなければならない。

第106条（新設） 情報、証拠の収集手段

裁判所の情報証拠の収集手段には以下がある。

¹⁸⁵ 「提出と受理」 = 「モーブハップ」。「モーブ」は渡すこと、「ハップ」は受け取ることである。しかし意味がほとんど変わらないこと及び「提出と受理」等の表現は煩雑であることから、本文中の同じ言葉は適宜「受領」の訳語をあてている。

¹⁸⁶ 「了知させ」 = 「ハイ…ハップサーブ」。「ハイ」は使役動詞、「ハップサーブ」は「受け取る」「受領する」「了知する」といった意味。「ハップサーブ」は法令でよく使われるが、口頭の告知、書面の手交、郵便等による通達など、様々な形態を包含する概念であることから統一的に日本語に訳すのが難しい。場面毎に適当な日本語が異なる。「ハップサーブ」は本条の他、131条、133条などでも使われている。

1. 関係者を呼んで、裁判所に対して証言させる
2. 現場の検証を行う
3. 鑑定人を選任して鑑定を行わせる
4. 関係機関に対し、証拠に関する説明若しくは確認又は証拠の提出を求める
5. 他の裁判所に依頼して情報、証拠の収集及び取り調べを行わせる

第107条（新設） 証言録取

裁判所において、訴訟の当事者が訴状、答弁書、反訴状又は非訟申立書内のいずれかの事項を詳細に説明できておらず、原告、被告、証人又はその他の者を取り調べなければならぬと判断するときは、裁判所は、これらの者を召喚し、裁判所に対して証言をさせる。

訴訟の当事者及び第三者は、追加の訴状、答弁書、反訴状又は非訟申立書を書いて裁判書に提出することにより、追加の証言、説明をすることができる。当事者において、書くことができない又は書きたくないときは、直接裁判所に来て証言をすることもできる。証言を取得するにあたっては、取り調べを担当する裁判官及び書記官又は技官が録取する。

その他の訴訟手続参加者は、書面で証言をし又は直接裁判所に来て証言をすることができる。

未成年又は行為無能力者の証言¹⁸⁷を取得するときは、その者の父母、後見人又は保護者も同席する。

取り調べは人民裁判所のオフィスで行い、必要があるときは、その者がいる場所で¹⁸⁸取り調べ及び証言の録取を行うこともできる。

第108条（改訂） 証言録取記録

証言録取記録には、場所、日にち、時間、裁判官、裁判官補佐及び書記官若しくは技官の氏名、証言者の氏名及び略歴並びに書式で指定されたその他の事項¹⁸⁹を記載しなければならない。

証言の取得が終了したら、裁判官は証言録取記録の内容を証言者に読んで聞かせ又はこ

¹⁸⁷ 「証言」＝「ハイガーン」。これらの者は証人たり得ないので日本語でいう「証言」にはあたらないが、ラオ語が同じ言葉であるため敢えて「証言」としている。脚注9参照。

¹⁸⁸ 「…がいる場所で」＝「ユーボーンユー」。「ボーンユー」は「住所」と訳されることもあるが、ラオスでは「住所」の意味自体が明確とは言えず、「居所」、「住所」、「現にいる場所」といった概念を明確に使い分ける言葉はない。これらの概念自体が明確に分化していないため、ここでいう「ボーンユー」が住所なのか現にいる場所なのかといった議論には意味がない。

なお、一般に「住所」は「ボーンユー」、「ティーユー」、「ティーユーアサイ」などが使われるところ、民法典草案では、住所に関する一連の規定を設け、そこでは議論の末「ボーンユー」というラオ語を使うこととなった（2017年6月現在）。しかしながらラオスにおける法律の位置づけ自体からして、「今後は法律で『ボーンユー』というときは『住所』を意味する」とまでは到底言えず、なおこの語の外縁は不明確なままと捉えるべきである。

¹⁸⁹ ラオスでは現状において法令の体系的な理解が乏しく、それぞれの法令で定めるべき事項について共通理解は乏しい。そのためこのようにほぼ無制限に下位法令（ここでは法令ですらない書式であるが）に委任することが珍しくない。このような場合に、文脈から合理的な委任の範囲があるかのように考えるのは誤ったアプローチであると思われる。

れを渡して自分で読ませなければならない¹⁹⁰。その後、証言録取に参加した全ての者が、各頁に署名及び拇印をしなければならない。18歳の成年に達しない子ども¹⁹¹、聾者、啞者及び精神障害者の供述を録取するときは、その録取書の確認¹⁹²のために、後見人又は保護者に署名及び拇印をさせなければならない。

記録の中身に見え消し、修正又は追加をするときは、裁判官、書記官又は技官及び供述者は、確認のため、その見え消しや追加のある頁の行に署名及び拇印をしなければならない。証言録取書が複数の頁に及ぶときは、参加者の署名及び拇印は各頁にしなければならない¹⁹³。

供述者が上記署名及び拇印を拒否するときは、記録の末尾にその旨を記載しなければならない。

供述録取記録は、二部作成し、一部は事件記録に挿入し、もう一部は供述者に渡す。

必要があるときは、供述録取は録音機で記録して情報にすることができる。

第109条（新設） 対質¹⁹⁴

裁判所は、当事者の提起する争点に疑い又は齟齬¹⁹⁵があると認めるときは¹⁹⁶、いずれかの当事者の申立により又は裁判所の情報、証拠収集として、当事者又は訴訟関係者を召喚

¹⁹⁰ 直訳すると「裁判官は証言録取記録の内容を証言者に読んで聞かせなければならないか又はこれを渡して自分で読ませてもよい」。「又は」の前（mustにあたる「トーン」が使われている）と後（canにあたる「コダイ」が使われている）で異なる助動詞が使われているので訳しにくい、本文のような意味と考えられる。ラオ語の緩やかさが現れている。

¹⁹¹ 「子ども」＝「デク」。この言葉自体を「未成年」と訳することも少なくない。また、本条のように「18歳の成年に達しない」という修飾句を付けることがきわめて多い。民法典草案の起草においても、「デク＝18歳の成年に達しない者」という定義規定を設けていながら、なお各条文中で「デク」というときに「18歳の成年に達しない」という修飾句を付けるべきであるという意見が少なくなかった（2017年6月現在）。

このような経緯からは、「デク」に「子ども」と「未成年」の2つの意味があるというよりは、ラオスにおいて「未成年」という概念が「子ども」という概念から十分分離していないだけであろうと思われる。本条では日本語の自然さを考えて「子ども」と訳しているに過ぎない。

¹⁹² 「確認」＝「ヤンユーン」。「証明」「承認」「認証」などと訳される。ここでは書いていることが言ったことに照らして正しいことのお墨付きを与えることを意味する。この種の「ヤンユーン」はラオスの行政において頻繁に用いられる。例えば個人が何らかの申し立てに伴って、個人的な事項（例えば預金額など）を疎明するときでも、所属する組織や会社の「ヤンユーン」をもらってこい、と言われる。またインターネット回線を家に引く場合にも、村長の「ヤンユーン」をもらってこい、と言われる（いずれも訳者自身の経験）。本条の「ヤンユーン」は、日本語にする場合「確認」が最も近いように思われ、そのように訳したが、他の訳し方もあり得る。

¹⁹³ 本項第二文は、項を改めるか前項に記載すべきものと思われる。内容に照らし、第一文の状況（修正等がある場合）に限った話ではないと思われる。

¹⁹⁴ 「対質」＝「ガンソーナー」。直訳は「向き合う」という意味。内容から「対質」の訳をあてているが、日本の民事訴訟手続における対質と同じではないことに留意されたい。

¹⁹⁵ 「齟齬」＝「ボータンペンエガパーブガン」。「エガパーブ」は「調和」を意味し、直訳は「相互に調和しない」という意味。文脈に応じて「一貫しない」「矛盾する」「不一致」「整合しない」などと訳することができるが、ここではいずれの訳語も本来のニュアンスとは若干ずれてしまうように思われる。すなわち、ここでは、一方当事者の主張において一貫しない部分と、双方の主張が対立する部分の両方を含むように思われる。

¹⁹⁶ 「争点に疑い又は齟齬があると認めるときは」が、「当事者の申し立て」及び「職権証拠収集」の両方にかかるのか、後者のみにかかるのかは文法上明確ではない。両方にかかると考えて訳している。

し、裁判所で対面させて、争点について説明させる。

各回の対質は記録を作成しなくてはならず、参加者各人は、この法律の108条に定める供述録取記録と同様に署名をしなければならない。

第110条（新設） 現場の検証¹⁹⁷

裁判所は、いずれかの当事者の申立により又は裁判所の判断により、現場の検証をすることができるが、両当事者、村当局及び関係機関の面前で行わなければならない。

裁判所は、現場の検証にかかる費用を計算し、申立人又は原告に通知し、その費用を計算どおりに納めさせなければならない。全費用については、文章にまとめ、第一審判決又は上訴審判決において判断¹⁹⁸される。

第111条（新設） 現場の検証の記録

現場の検証の記録は、争いの性質、特徴又は状態、場所について詳細に記録し、参加者各人に署名をさせ、その村の村長に署名及び認証印の押捺をさせなければならない。

現場の検証は、当事者の情報提供、説明及び意見に基づき裁判官が指示を出し、書記官に記録を取らせ又は関係職員に計測、図表の作成、写真撮影、価額の計算若しくは評価などをさせなければならない。

第112条（改訂） 鑑定又は確認のための証拠の送付

訴訟手続の中で、当事者の申立又は裁判所の判断により、例えば文章、署名、印影、財物又は場所などについて、鑑定の必要性があるような不明確な情報、証拠、疑わしい部分、重複、矛盾などがあるときは、裁判所は、関係機関に対し、鑑定又は確認を要する争点又はその目的の詳細及び鑑定又は確認の期限を示し、また、鑑定すべき情報、書類を添付しつつ、鑑定又は確認を依頼し且つ当事者又は関係する第三者に対してはこれを通知しなければならない。

第113条（新設） 鑑定又は確認の結果の報告書

鑑定又は確認の結果の報告書には、専門的知見¹⁹⁹に基づき、鑑定又は確認の対象となる情報証拠の性質、特徴、疑わしい部分を示さなければならない。鑑定が終了したら、報告書を作成し、署名、押印をして、定められた期限までに裁判所に提出しなければならない。

¹⁹⁷ 脚注101参照。

¹⁹⁸ 「判断」＝「ウィニッサイ」。「判断する」「決める」といった意味のフォーマルな言葉。判決の書式では、日本の「判決の理由」にあたる部分に「パークウィニッサイ」（「ウィニッサイの部」というタイトルが付いている。

¹⁹⁹ 「専門的知見」＝「ラックウィサーガーン」。「ウィサーガーン」は一般に「テクノロジー」「expertise」等と訳される。「ラックウィサー」は一般に「理論」や「仮説」などと訳される。ここで使われる「ラックウィサーガーン」は両者をつなげた言葉で、一般にも使われ、例えば産婦人科の医師がもっている知識及び技術をさして「ラックウィサーガーン」というという。ここでは専門性に焦点が当てられているように思われ、上記のように訳している。

第114条（新設） 情報、証拠の提出の申立

情報、証拠の収集において、訴訟に関係する情報、証拠がいずれかの組織の維持管理下にあつて、当事者がこれを裁判所に提出することができないときは、裁判所は、当事者の申立により又は裁判所の判断により、当該組織に対して、関係する情報、証拠を裁判所に提出するよう要請書を作成する。

書類の原本が必要なときは、裁判所は、書面で受領簿を作成しなければならない。これらの証拠を調べ、使用した後に、裁判所は証拠を当該組織に返還しなければならない。

第115条（改訂） 裁判所による情報、証拠収集の嘱託²⁰⁰

他の県、首都、郡又²⁰¹は特別区²⁰²において情報、証拠の収集をさせる必要があるときは、事件を検討する裁判所は、関係する他の県、首都人民裁判所又は地区人民裁判所に情報、証拠の収集を嘱託して、自身のために情報、証拠の収集を行わせる権限を有する。

上記嘱託においては、訴訟の簡潔な内容及び嘱託を受けた裁判所が収集すべき証拠を明示しなければならない。当該嘱託は嘱託を受けた裁判所に対してのみ²⁰³強制力²⁰⁴を有し、[嘱託を受けた裁判所は]嘱託を受けた日から30日以内に[これを]行わなければならない。

記録及び収集された全ての証拠は、事件を検討する裁判所に直ちに送付しなければならない。

第116条 他の裁判所に証言録取をさせる嘱託

当事者、証人又は訴訟に参加するその他の者が、遠隔地²⁰⁵にいるため又はその他の理由により、裁判所に来て証言をすることができない場合、事件を審理する裁判所は、取り調べるべき事項を送付し、上記の者がいる遠隔地の裁判所をして、自らに代わって、取り調べるべき事項を受け取った後15日以内に、証言を録取させる。取り調べが終了した後、供述録取記録は、直ちに嘱託した裁判所に送付しなければならない。

²⁰⁰「ガーンモーブマーイ」を「嘱託」と訳した。「ガーンモーブマーイ」は「譲渡」「贈与」「引き渡し」などの意味。ここでは直訳すると「情報証拠の収集を引き渡す」という意味になる。

²⁰¹「郡」＝「ムーアン」。脚注44参照。

²⁰²「特別区」＝「テッサバーン」。例えばサワンナケート（の一部か）はテッサバーンであるという。複数の村から構成されるものであり、「ムーアン」（「郡」「district」等と訳される）と同レベルと考えられる（地方行政法（No. 03/NA, 2003年10月21日）第32条）。

なお、原文は「県、首都又は郡、特別区」となっている。趣旨としては、ラオスにおいて「県」と「首都又は郡」と「特別区」の3つが並列な訳ではなく、「県」と「首都」が並列、その下にあるものとして「郡」と「特別区」が並列であるから、「県若しくは首都又は郡若しくは特別区」とするのが訳としては正確。しかしながら意味に乏しいため全て並列に直している。

²⁰³「のみ」＝「タオナン」。なぜ「嘱託を受けた裁判所のみ」と強調する必要があるのかはよくわからない。

²⁰⁴「強制力」＝「ポンバンカップパティバット」。直訳は「強制的に執行される効果/効力」。同じ言葉又は「ポンバンカップ」は130条、347条に使われている。なお、「ポンバンカップ」のみで使われることもあり、その場合直訳は「強制的な効果/効力」であるが、同じことを指していると思われる。42条4項4号、132条、140条など。

²⁰⁵「遠隔地」＝「トーンティンターンカン」。直訳すると「別の田舎」。

第117条（新設） 証拠の保全²⁰⁶

情報証拠が現に破壊されている場合、破壊される危険にさらされている場合又は将来収集することが困難となる可能性がある²⁰⁷場合、当事者は裁判所に対して、証拠保全の為の何らかの命令を発することを申し立てることができる。証拠保全は様々な形態で行われる。例えば、謄写、写真撮影、録音、証拠の記録作成²⁰⁸、安全な場所での証拠の保管又は当事者の一方に当該証拠を維持管理させる等。

人的証拠の場合、例えば証人が何らかの形で脅迫、強要又は圧力を受けていて、裁判所に対して事実に基づいて証言を行うことに不都合がある又は不可能であるような場合、法律に従って保護を受ける。

第118条（改訂） 証拠の吟味、評価

裁判所は、訴訟の全趣旨²⁰⁹の検討に基づき、自身の判断によって²¹⁰、包括的、完全且つ客観的に証拠を精査、吟味及び評価しなければならない。

証拠は、裁判所が精査、評価及び認容してはじめて利用できる²¹¹。裁判所は、当事者が一致して認めている証拠を軸に検討しなければならない²¹²。

第119条（新設） 証拠の利用

裁判所において十分な理由があると信じる証拠については、裁判所は、これを審理判決において利用しなければならない。

裁判所において理由がある又は理由がないと判断する当事者の証拠は²¹³、裁判所の判決に記載しなければならない。

²⁰⁶ 「保全」 = 「クムコーン」。一般には「管理」「保管」等と訳される。条文内容から「保全」と訳した。

²⁰⁷ 「可能性がある」 = 「アーツ」。助動詞「アーツ」/「アーチャ」のニュアンスとしては「will be」といった程度であるが、日本語としては、ここでは「可能性がある」と訳す方が原文のニュアンスが伝わると思われる。文末の「…できる」、次の文の「…うる」も同様。なお他の箇所では「アーツ」は「…する」という程度に訳すことが多い。脚注97参照。

²⁰⁸ 「記録」 = 「バントウック」。原文は「バクトウック…」となっているが、意味をなさないため、「バントウック」の誤記であると思われる。

²⁰⁹ 「訴訟の全趣旨」 = 「ヘッガーンコーンカディタンモット」。直訳は「訴訟における全ての出来事」。

²¹⁰ 「自身の判断によって」 = 「ドークワームマンチャイコーントン」。「ドーク」は「…によって」、「コーントン」は「自身の」であるが、「クワームマンチャイ」は直訳は「自信」。従ってこれらを直訳すると、「自ら自信をもって」という意味になる。自由心証主義に近いものを規定しようとしていると思われる。

²¹¹ 「利用できる」 = 「ミークンカーサイダイ」。直訳は「利用できるだけの価値を持つ」。簡潔に訳している。

²¹² 直訳はおそらく以下のようになると思われる。「裁判所は、当事者の一致した証拠の認諾を、検討において、主要なものとして捉えなければならない」。

²¹³ 趣旨としては「当事者の証拠は、理由があると判断するか否かにかかわらず判決に記載する」というものと思われる。

第120条（新設） 情報、証拠の検討に関する規則

第一審における訴訟手続中、事件記録の受領時²¹⁴から法廷における弁論の終結までの間に、裁判部²¹⁵は、当事者に、提出した情報証拠が全てであるか否か尋ねなければならない、全てでないときは、その者に、裁判所が適当と判断する期間を定めて追加で申し立てさせる。[提出した情報証拠が]全てであり十分であるとするときは、裁判所は事件を審理、判決に付する。

第七編

裁判所の強制措置²¹⁶

第1章

請求を保全²¹⁷するための強制措置

第121条（改訂） 請求を保全するための強制措置の種類

請求を保全するための強制措置は以下の種類に分類される。

1. 当事者の財物であって当事者又は他人の下にあるものの[一時的]押収又は[仮]差押え
2. 当事者に対し、事件に関係する何らかの行為²¹⁸を禁止すること
3. 当事者に対し、事件に関係する何らかの事項について、他人との間で関係を持つこと²¹⁹を禁止すること
4. その他の請求を保全する強制措置を発すること

反訴があるときも、同様にこれらの強制措置を取ることができる。

²¹⁴ 誰が受領するのか明示されていないが、本文の主語から考えて、186条記載の担当裁判官が受領したときという趣旨と思われる。

²¹⁵ 「裁判部」＝「カナサーン」。「カナサーン」に「合議体」と「裁判部」の意味があることは脚注49参照。本条は、末尾が「審理判決に付する」とあるところ、この表現は通常「期日（パスマサーン）を行う」という意味で使われる表現であり、本条は概ね期日の前の段階、すなわち合議体が構成される前の段階が問題となっていると考えるのが自然である。本条は、その主体が合議体であることもあるが、合議体を包含した裁判部の義務を規定していると考えられるべきであるように思われる。

²¹⁶ 「強制措置」＝「マータガーン」。直訳は「措置」「手段」等であるが、ここではテクニカルタームであり、日本の民事保全に類するものを指す。但し訴え提起前には申し立てられないこと、移動の禁止や連行などが含まれることなど、違いも多い。

「措置」と訳す余地もあるが、法律や議論において「マータガーン」とのみ言及されることが圧倒的に多く、その場合「措置」と訳すとテクニカルタームであることがわかりづらいため、「強制措置」と訳している。

²¹⁷ 「保全」＝「ハッパガン」。「保障」「確実にする」といった意味。

²¹⁸ 「行為」＝「クーアンワイルーガタム」。「クーアンワイ」も「ガタム」も行為。直訳すると「行為又は行為」になるため「行為」とのみ訳している。

²¹⁹ 「他人との間で関係を持つこと」＝「パティバットコーブークパンダイヌン…カッププーウーン」。直訳は「他人との間で拘束/束縛を行うこと」といった意味。要するに係争物を処分すること等を禁止するものと思われる。「拘束/束縛」にあたる「コーブークパン」は、契約内外債務法の法律名において「債務」と訳している言葉であり、一般的にはあまり使われず、法律上も同法他で若干見られる程度の専門用語。ラオスではいわゆる「債務」にあたる明確な概念はなく、これに近いものとしては、通常「義務」（パンタ）又は金銭に限った場合の「負債」（ニー）という言葉が使われる。

上記強制措置に対する違反は、法令に従って責任を負う。

第122条（改訂） 財物の[一時的]押収²²⁰

事件に関係する物、製品又はその他の何らかの動産であってその種類、数量、目録又は保管されている所在が明らかであるものについて、訴訟手続に有益である又は請求若しくは反訴を保全する為に有益であるときは、当事者のいずれかの申立により又は国家若しくは社会に有益であるときは裁判所の判断により、裁判所は当該財物を[一時的に]押収して適当な場所で保管する命令を発する。

第123条（改訂） 財物の[仮]差押え²²¹

事件に関係する動産又は不動産の種類、数量、目録が明らかであって、訴訟手続に有益である又は請求若しくは反訴を保全する為に有益であるときは、当事者のいずれかの申立により又は国家若しくは社会に有益であるときは裁判所の判断により、裁判所は当該財物を[仮に]差し押さえる命令を発する。

第124条（新設） 当事者の一定の行為の禁止²²²

訴訟の当事者の一方が、事件に関係する何らかの不適切な²²³行為、例えば当事者若しくは証人の脅迫、証拠の破壊などを行うときは、裁判所は、他方当事者の申立により又は裁判所の判断により、その当事者の当該行為をやめさせる命令を発する。

第125条（新設） 当事者が一定の関係を結ぶことの禁止

訴訟の当事者の一方が、訴訟に関係する事項について、何らかの不適切な関係を他人と結ぶ場合、例えば二重に契約を締結しようとする場合、裁判所は、他方当事者の申立により又は裁判所の判断により、その当事者が当該関係を結ぶことをやめさせる命令を発する。

第126条（新設） 当事者に対する移動の制限²²⁴

訴訟手続を確保するため、例えば裁判所に出頭しての証言や情報、証拠の説明などを確

²²⁰ 「[一時的]押収」＝「ガーンニュッ」。3条18号及び脚注22参照。

²²¹ 「[仮]差押え」＝「ガーンアーニャッ」。3条19号及び脚注22参照。

²²² 「一定の行為」＝「クーアンワイルーガタムシンダイヌン」。「クーアンワイ」も「ガタム」も「行為」を意味する。

²²³ 「ポートウクトーン」。なお「ポー」は否定を表し、「トゥークトーン」は「適切」「適正」といった意味である。「不適切」と訳したが、「違法」と訳すこともある。民法典草案では、それ以前の法律で、例えば違法占有等の「違法」にあたる言葉として「ピゴットマイ」（直訳は「法律に違（たが）う」）を使っていたところ、表現がきつすぎるという理由で、これを本文と同じ「ポートウクトーン」という言葉に直した。この場面では「ポートウクトーン」が「違法」という意味で使われていることになる。本条の場面では、「違法」よりは広いのではないかと考え、字義に忠実に、「不適切」と訳したが、現実にはラオスにおいて違法と不適切の区別はほとんどないとも言え、その意味では不毛な議論である。

²²⁴ 3条20号及び脚注26参照。

保するため、裁判所は、他方当事者の申立により又は裁判所の判断により、当事者が一定の地域又は国内から出ることを禁止する強制措置を発する²²⁵。但し、必要性があり、当該当事者が書面で理由を説明し且つ裁判所が定める保証金を担保として裁判所に預ける場合はこの限りでない。

第127条（改訂） 連行状²²⁶

連行状とは、警察官をして、被告[又は]証人の身柄を、連行状記載の日時及び場所に連れて来て裁判官の面前に出頭させる²²⁷裁判所の命令である。

被告、被告側第三者又は証人が召喚状を三回受け取りながら、十分な理由なく召喚状に従って裁判所に出頭しないときは、裁判所はその者を裁判所に連行する²²⁸命令を発する²²⁹。連行においては村当局と協力しなければならず、これ以外にも、その者は刑法に規定されるところに従って処罰の対象となる²³⁰。

第128条（新設） 強制措置を求める申立書の記載事項

請求を保全する為の強制措置を求める申立書には、主な内容として以下を含まなければならない。

1. 申立書を提出する裁判所の名称
2. 申立書を提出する者の氏名、住所及び訴訟との関係
3. 財物の詳細な情報、強制措置発出に関係する者²³¹の氏名、住所及び訴訟との関係
4. 訴訟にかかる出来事の簡潔な要約及び申立の理由
5. 申立に関係する書類
6. 申立書を提出する年月日
7. 申立人の署名及び関係する村当局による認証

²²⁵ 前条までのように「命令で」にあたる言葉はない。ラオスの法令の書き方一般を考えると、「命令以外の形式でも発せられうる」という意味ではなく、単なる省略であると思われる。

また、助動詞「アーチャ」を使っており、「常に発するわけではなく、発しないこともある」というニュアンスが含まれる。

²²⁶ 「連行状」＝「マイパートワ」。一語で「連行（令）状」という意味のテクニカルタームである。なお、「マイ」は召喚状（マイヒヤック）、招聘状（マイスーン）等の「状」にあたるものを意味し、「パーイ」は人を一定の場所に連れて行くことを意味し、「トワ」は身柄を意味する。

²²⁷ 「連れてきて裁判官の面前に出頭させる」と訳したが、直訳は「連れてきて裁判官の前に現れさせる / 裁判官と会わせる」といったニュアンス。

²²⁸ 「連行する」＝「ハイパートワ」。正確には「連行させる」。日本語にしたときに冗長になることから本文のように訳している。

²²⁹ 助動詞「チャ」を使っていることから、「常に必ず発する訳ではなく、発しないこともある」というニュアンスが含まれている。

²³⁰ 「処罰の対象となる」＝「トゥークダムヌーンカディ」。直訳すると「訴訟手続きを受ける」。刑事訴訟手続きの対象となるということが言いたい。

²³¹ 「強制措置発出に関係する者」＝「ブッコンティーキョコンカップガーンオークマータガーン」。主として強制措置を受ける者を指すと思われるが、表現自体からは、それにとどまらず利害関係者を広く含むように読むことも可能である。

第129条（新設） 請求を保全するための強制措置発出の検討

請求を保全するための強制措置発出の申立書を受領したときは、裁判所は、これを、事件を担当する裁判官に渡し、関係する情報、証拠と併せて申立書を調査、検討させる。

この法律の122条及び123条に定める財物の[一時的]押収又は[仮]差押えについては、関係する情報、証拠の検討に加えて、必要があれば、場所又は[一時的]押収若しくは[仮]差押えをすべき財物について検証²³²をしなければならない。[一時的]押収又は[仮]差押えをすべき財物は、請求額に照らして適切なものでなくてはならない。

裁判所による請求を保全するための強制措置の発出は、裁判部²³³の命令として発する。

第130条（改訂） 請求を保全するための強制措置の変更及び取り消し

請求を保全するためのいずれの種類²³⁴の強制措置も、その変更又は取り消しは法廷で、その訴訟関係者を参加させて行わなければならないが、当該訴訟関係者の欠席は、その検討の妨げとならない²³⁴。

裁判所は、当事者の申立により又は国家若しくは社会に有益であるときは裁判所の判断により、請求を保全するための強制措置を変更し又は取り消す。

裁判所が申立に基づき変更又は取り消しを検討しないときは、裁判所が発出した強制措置は事件終結命令²³⁵まで強制執行力²³⁶を有する。

第131条（新設） 請求を保全するための強制措置に対する控訴申立²³⁷、破棄申立²³⁸又は異議申立

請求を保全するための強制措置の命令に対しては、裁判所の当該強制措置適用命令を受け取った²³⁹日から七日以内に、当事者は控訴、破棄申立を、また検察院の長は異議申立をする権利を有する。

請求を保全するための強制措置を変更し又は取り消す命令に対する控訴、破棄申立又は

²³² 「検証をし」 = 「ロンクワッガー」。直訳は「調査」「確認」等。

²³³ 「裁判部」 = 「カナサーン」。この言葉の多義性については脚注49参照。本条では、この段階（強制措置発出段階）では合議体は構成されていない場合がほとんどであると考えられるため、字義どおり「裁判部」を指すものと思われる。

²³⁴ 直訳すると、「当該関係者が参加しないことは、その検討に対する障害となる結果をもたらさない」。この原文自体からは「呼んだけど来なかった」というニュアンスまでは読み取れず、結果的に本文前半との間で矛盾するような表現になっている。趣旨としては「呼んでも来ない場合」を念頭に置いていると思われ、「欠席」と訳している。

²³⁵ 「事件終結命令」 = 「カムサンピットサムヌワンカディ」。直訳すると「事件記録を閉じる命令」。312条に若干詳細が述べられている。意味としては「訴訟の終了を宣言する命令」といったもの。

²³⁶ 「強制力」 = 「ポンバンカップパティバット」。脚注204参照。

²³⁷ 「控訴申立」 = 「コーウトン」。日本の「抗告」にあたると思われる。ラオスではいわゆる「控訴」と同じ言葉を使うことから、敢えてこの訳をあてている。

²³⁸ 「破棄申立」 = 「ユーロップラーン」。日本の「再抗告」にあたると思われる。ラオスでは日本の上告にあたる「破棄申立」と同じ言葉を使うことから敢えてこの訳をあてている。

²³⁹ 「受け取った」 = 「ダイハップサーブ」。脚注186参照。

異議申立は、当該審級の裁判部²⁴⁰に提出させ、そこで検討させる。

第132条（新設） 強制措置適用命令の強制力²⁴¹

請求を保全するための強制措置に関する裁判部の命令は、裁判所の他の裁判と同様の強制執行力を持つ。当該命令の内容に一部でも違反する個人、組織又は企業は、法律上の責任及び生じた全損害に対する責任を負う。

第133条（新設） 請求を保全する強制措置の執行²⁴²

裁判所による財物の[一時的]押収又は[仮]差押え命令で確定したものについては、裁判所は当事者を召還して通告し且つ財物の所在地、村当局、人民裁判所及び関係機関に裁判所の命令を掲示しなければならない。

この法律の124条、125条及び126条に定めるところの裁判所によるその他の強制措置の執行については、裁判所は、当事者を召還して当該命令を告知²⁴³し且つ地方当局又は関係機関に通告しなければならない。126条に関しては、当該当局への通告に加えて、管理監督のために、担当²⁴⁴警察官へも通告しなければならない。

連行状の執行については、この法律の127条に定める手続に従って執行する。

請求を保全するための強制措置を申し立てた者は、当該強制措置を執行するための費用その他に責任を負う。

第2章

緊急の一時的強制措置²⁴⁵

第134条（改訂） 裁判所による緊急の一時的強制措置の適用

裁判所は、争いとなっている財物が、判決を待たずその形状に変更を来たし又は質の低下、棄損を来たす為に、当該財物を管理し又処分する緊急の必要性があるときは、何らかの強制措置を適用する。

裁判所は、当該財物を管理し又は処分する権限を、当事者の一方又は[それ以外の]何人かに委譲することができる。

²⁴⁰「当該審級の裁判部」＝「カナサーンカンティーキョコーン」。直訳は「関係する審級の裁判部」。文言上、「強制措置を発した審級の裁判部」を指すと考える余地もあるが、ラオ語からして、（控訴は控訴審、破棄申立は破棄審というように）「それぞれの審級」と読むのが自然なようである。

²⁴¹「強制力」＝「ボンバンカップ」。脚注204参照。

²⁴²「執行」＝「ガーンジャットンパティバット」。「ジャットン」はorganize, 統治, 構造, 組織等と訳される。「パティバット」はenforce, perform, apply, 執行, 履行, 実施等と訳される。「ガーンジャットンパティバット」で「執行機関」という意味に捉えることもできるが、本文の内容から判断して、ここはいずれも「執行」の意味で、類語を重ねただけであろうと思われる。

²⁴³「告知」＝「ハップサーブ」。脚注186参照。

²⁴⁴「担当」＝「ティーキョコーン」。直訳は「関係する」。この表現は「担当の」という意味を含む。

²⁴⁵「緊急の一時的強制措置」＝「マータガーンヒーブドゥアンスアカーオ」。「ヒーブドゥアン」は「緊急」, 「スアカーオ」は「一時的」を意味する。

第135条 精神障害者に対する裁判所の強制措置

損害を引き起こした者、民事責任を負う者又は損害を賠償すべき者が、裁判所の第一審又は上訴審判決の前後に精神に障害を来したときは、裁判所は治療の強制措置を適用し、精神病院又は特別養護施設において治療させる命令を出す²⁴⁶。

治療が無事終了したときは、当該損害を引き起こした者、民事責任を負う者又は損害を賠償すべき者に訴訟手続を継続させ又は裁判所の第一審判決若しくは上訴審判決の執行を再開しなければならない。

第136条 解散する²⁴⁷法人に対する裁判所の強制措置の適用

裁判所は、民事責任を負い又は損害を賠償すべき法人が、第一審判決又は上訴審判決の前後に解散しようとするときは、財物の[一時的]押収又は[仮]差押命令を発して、その財物を[一時的に]押収し又は[仮に]差し押さえる。

[一時的]押収又は[仮]差押命令を発したときは、当該問題を、解散する法人の責任者又は財産管理人とともに、判決後30日以内に完全に解決しなければならない。

企業が破産する場合の負債の清算については、企業破産法に定めるところに従う。

第137条 夫婦に対する裁判所の強制措置の適用

裁判所は、離婚に伴う²⁴⁸裁判所の判決に基づき、夫婦の一方²⁴⁹及び18歳の成年に達し

²⁴⁶ 原文の主節の構文は「裁判所は、精神病院又は特別養護施設において治療させる命令を出すという方法によって、治療の強制措置を取る」

²⁴⁷ 「解散する」＝「トゥークニユップルーク」。「解散する」としているが、原文は受動態であり、直訳すると「解散を受ける」「解散させられる」といった言葉になっている。しかしながらこれは第三者によって解散させられるという意味ではなく、法人が自らの判断で解散する場合もこのように受動態を使うのが通常のものである（民法典草案（2017年6月現在）第102条柱書参照）。思うに民法典草案の議論を見る限り、ラオスでは法人の主体が何であるか明確に意識されているとはいいがたい（例えば株式会社であれば株主であるがそれが明確に意識されていないように見受けられることが多々ある。財団などについてはなお誤解が大きい）。そのため、法人の解散を決定する主体が法人その者（＝株主総会等）であっても、なおそれと切り離されたところに法人を観念し、それが解散させられるような意識が背景にあるのではないかと推測される。

²⁴⁸ 「伴う」＝「パーイラン」。直訳は「(離婚)後の」。養育費の支払いを巡る争いは、離婚時に顕在化していなければ、協議離婚の後に別途訴訟として提起され判断されることもあるが、離婚時に生じていれば離婚訴訟と同時に判断される（この場合、協議離婚を許さない事由となる）。ここで「後」という言葉を使っているのは論理的な前後関係程度の意味しかなく、時間的な前後を意味するわけではないと思われる。

²⁴⁹ 「夫婦の一方」「夫婦の他方」と訳している部分については原文に誤記が含まれると思われる。その前提として、原文の構文は英語同様「夫婦の他方 (*1)の月給天引き等を行う」→「夫婦の一方 (*2)及び夫婦の一方 (*3)とともに暮らす子どもの養育等のため」という語順になる。また、「夫婦の一方」「夫婦の他方」と訳している言葉は、原文では「夫又は妻」「妻又は夫」というラオ語である。上記下線部*1で「夫又は妻」とする場合に、その後、夫婦の同じ側を指すときは「夫又は妻」とし、夫婦の逆側を指すときは「妻又は夫」とするのがラオスの表現方法である。これを日本語に訳すときは、前者を「夫婦の一方」、後者を「夫婦の他方」と訳したりする（直訳して「夫又は妻」「妻又は夫」と訳す場合もあるが、上記ラオス特有のルールがわかりづらく日本語としても読みにくくなる）。以上に前提に、本文では、本来下線部*1が「夫又は妻」である以上、意味から判断して、*2及び*3は「妻又は夫」でなくてはならない筈であるが、実際は*2が「夫又は妻」、*3が「妻又は夫」となっている。上記下線部*1及び*3は正しいが、*2は原文の単純な誤記であろうと思われる。訳では、補正している。

ない子どもであって夫婦の一方と暮らす者の扶養養育費用支払義務のために、夫婦の他方の月給若しくは収入から天引きし又はその財物を[一時的に]押収し若しくは[仮に]差し押さえる命令を発する強制措置を適用する。

第138条 子どもに対する裁判所の強制措置の適用

裁判所は、18歳に達しない子どもであって、訴訟が行われる²⁵⁰者の後見人²⁵¹に対して、以下の命令を発する強制措置を適用する。

1. 子どもの行為を監視すること
2. 訴訟が行われる間²⁵²、子どもを監督、保護すること
3. 子どもに診察、治療を受けさせること
4. 訴訟が行われる間²⁵³、子どもを指導教育し、世話をすること
5. 子どもの訴訟において、裁判所に事実を報告し、意見を述べること
6. 労働法の定めるところに従い、過酷な労働又はその他子どもの健康に危険のある労働をさせないこと

第139条（新設） 裁判所のその他の一時的強制措置

この法律の134条から138条に定める一時的強制措置の他、係争物を管理し又は使用する必要があると判断される場合は、裁判所は、一方当事者に当該財物を、訴訟手続が終了するまで一時的に管理し又は使用させる命令を出すことができる。

第140条 裁判所による強制措置の強制力

一時的な緊急の強制措置にかかる裁判所の命令は、直ちに執行される。但し、夫婦の一方に対する裁判所の強制措置命令であって控訴²⁵⁴する権利があるものはこの限りでない。

当該命令は、裁判所の第一審判決または上訴審判決が確定したときは効力を失う²⁵⁵。命令により管理され、処分され、[一時的に]押収され又は[仮に]差し押さえられた財物は、裁判所の第一審判決または上訴審判決によってその損害を賠償される。

²⁵⁰「訴訟が行われる」＝「ミーカディ」。直訳すると「訴訟を抱える」

²⁵¹「後見人」＝「プーポッコーン」。民法典草案では「後見人」にあたるテクニカルタームとして使われる（2017年6月現在）。2008年家族法等でも同様。しかしここでは後見人というよりは法定代理人程度の広い意味で使っていると思われる。脚注159参照。

²⁵²「訴訟が行われる間」＝「ラウーンガンピチャーラナーカディ」。「ピチャーラナー（審理 / 検討）の間」という意味であるが、この「ピチャーラナー」は広義の「検討」であり、訴訟手続全体を指す。

²⁵³「訴訟が行われる間」＝「ナイウェラーピチャーラナーカディ」。脚注252と若干表現は異なるが同じ意味。

²⁵⁴「控訴」＝「コーウトン」。日本における「抗告」にあたる。脚注237参照。

²⁵⁵「効力を失う」＝「シンスットロン」。直訳は「終了する」。ラオスの法律で多用される。多くの場合「終了」と訳すが、ここでは意識している。

第141条（新設） 緊急の一時的強制措置の申立

当事者は、裁判所の訴訟手続において、損害を伴わずに証拠を保全し、係争物を管理、使用又は処分するために、審級を問わずまた一つであるか複数であるかを問わず、緊急の一時的強制措置を発することを裁判所に申し立てる権利を有する。

第VIII編

召喚状及びその他の裁判書類²⁵⁶の発行、送付²⁵⁷及び告知

第142条 召喚状の記載事項

召喚状は以下の内容を含まなければならない。

1. 人民裁判所の名称
2. 被召喚者の氏名
3. 被召喚者がいかなる事件²⁵⁸の関係で、いかなる立場で且ついかなる目的で裁判所に呼ばれているのか
4. 出頭すべき裁判所の場所及び日時
5. 被召喚者がすべきことに関する指示、例えば裁判所に証拠を持って来るなど
6. 裁判所に出頭しない場合に、被召喚者に生じる効果を知らせる警告

招聘状についても、召喚状と同様とする。

第143条（新設） 召喚状発行の判断

訴訟を担当する裁判官が、当事者の申し出に基づく証人等、裁判所に出頭して供述すべき対象者について判断し、併せて日時の決定及び取り調べるべき事項の準備を行い、その後、書記官に対して、裁判所へ出頭させるべく召喚状の発行を指示する。

第144条（新設） 召喚状の発行

召喚状の発行は、当該人民裁判所の書記官が裁判官の指示に従ってこれを行う。

召喚状は三通作成し、一通はその者に渡し、一通は事件記録に綴り且つもう一通は控え²⁵⁹として保管する。

第145条 召喚状の送付

被召喚者に送付される召喚状は、その者をして、書類送付記録簿に署名又は拇印をさせ

²⁵⁶「召喚状及びその他の裁判書類」＝「マイヒヤックレエガサーンウンコーンサーン」。「裁判所の」という部分が、「召喚状及びその他の書類」全体にかかるのか、「その他の書類」のみにかかるのか、ラオ語そのものからは不明確。訳は後者によっている。

²⁵⁷「送付」＝「ソン」。日本では「送達」であるが、そこまでの細かいルールが確立しているものではないため、この訳語を避けた。

²⁵⁸「いかなる事件」＝「カディールーアンダイ」。「ルーアン」は事件 / 訴訟に対応する助数詞。

²⁵⁹「控え」＝「サムナオ」。

なければならない。その者が署名又は拇印を拒否するときは、送付者にその旨を書き留めさせる。

召喚状は、裁判所への出頭を指示する日の最低三日前までに、被召喚者に送付しなければならない。

裁判所のその他の書類の送付も、召喚状の送付と同様とする。

第146条（新設） 召喚状の送付及び告知の方法

召喚状の送付及び告知は以下の方法により行うことができる。

1. 該当者に対する直接の送付
2. 郵便又は電信²⁶⁰による送付
3. 掲示²⁶¹による送付及び告知
4. マスメディアによる送付及び告知

第147条（新設） 該当者に対する直接の送付

召喚状は、該当者自身に直接又は事件記録に記載されているその者の所属する村の村長に²⁶²送付しなければならない。被召喚者が職員である場合は、その者が所属する組織に送付しても良い。

直接の送付は、裁判所の職員によってこれを行わなければならない。

第148条（新設） 郵便又は電信による送付

訴訟手続に参加する者が遠隔地にいる場合、裁判所は書類を郵便又は電信によって送付することができる。

郵便又は電信が当該書類を送った日から²⁶³、上記の者が受け取ったものとみなす。

第149条（新設） 掲示による送付及び告知

裁判所の掲示による召喚状の送付及び告知は、被召喚者が住所を度々移転して、裁判所の召喚状を送付することが困難である場合又は直接の送付及び郵便若しくは電信による送付を行うことができない場合に行われる。

掲示は、召喚状の原本を当該人民裁判所、村役場及びその者の最後の居所に貼って行う。

²⁶⁰「電信」＝「トラコンマナーコム」。一般に電話とFAXを含む概念であるらしい。

²⁶¹「掲示」＝「ティップカート」。直訳は「通知掲載」とでもいうようなニュアンス。日本における公示送達に相当するが、効果等違いが大きいことに留意が必要。本号は、日本などのように「送達を擬制する」ことに割り切れておらず、真に伝わることを期待している。150条1項参照。

²⁶²「村長に」と訳しているが、直訳は「村長を経由して」。

²⁶³「…日から」＝「ナップテーワン…」。起算日を規定する場合に使われる言葉。例えば「受け取った日から〇〇日以内に…」というときの「日から」はこの言葉を使う。本条では厳密には「みなす」対象は「受け取り」であるから、日本語では「～から」というのはおかしいが、原文のニュアンスを残すために敢えてこのように訳している。ラオ語の上では、「その日以降は受け取っていることとする」というニュアンスで本文のように表現するのはおかしくないと思われる。

掲示は、その者の最後の住所の村当局と協力して行い、掲示記録を作成して日時及び掲示に参加した者を明記し、確認の署名をさせなくてはならない。

掲示は、掲示開始日から30日間行う。

第150条（新設） マスメディアによる送付及び告知

当事者、例えば被告が訴訟手続から逃亡し又は住所が知れず掲示によっては当事者が召喚状のことを了知するかわからない²⁶⁴場合、裁判所はマスメディアを使って告知することができる。

マスメディアを使った告知は、ラジオ、テレビ又は新聞のいずれかに出した日から三日間これを行う。

第151条（新設） 召喚状の送付及び告知にかかる費用

掲示又はマスメディアによる裁判所の召喚状の送付及び告知にかかる費用は、申立人の負担とする。

第152条（新設） 掲示又はマスメディアによる送付及び通知の効果

掲示又はマスメディアの所定期間満了後、裁判所は当該事件を、情報、証拠及び法令に基づく審理、判決に付する。裁判所が判決した後、当該判決を、その人民裁判所、村役場及びその当事者の最後の住所に、30日間掲示しなければならず²⁶⁵、当該期間が経過した後は、その判決は確定するものとする。但し、当事者において、当該掲示期間内に判決を告知され又はこれを知り、裁判所に出頭した日から20日以内に上訴又は異議申立²⁶⁶をする場合はこの限りでない。

第153条（改訂） 召喚状に従って裁判所に出頭する義務

召喚状を受領した者は、召喚状に記載された日時、場所に従って裁判所に出頭しなければならない。

原告若しくは[その]代理人又は原告側の第三者において、召喚状を受け取っていながら三回に渡り召喚状に従って出頭せず且つ合理的な²⁶⁷理由を示さないときは、裁判所は事件

²⁶⁴ 「…かわからない」＝「ボーハッパガン」。直訳すると「…する保障はない」。

²⁶⁵ 直訳すると、「掲示した日から30日間掲示しなければならず」。冗長であることから「掲示した日から」を省略している。

²⁶⁶ 「異議申立」＝「コーカッカーン」。検察による上訴請求にあたる「異議申立」とは異なる。検察による異議申立も「異議」については同じラオ語「カッカーン」を用いるが、「申立」部分を「サヌー」（「指示」、「提案」等とも訳す。「コー」が下からの哀願的ニュアンスを持つのに対し、「サヌー」は同等以上の立場からの提案のニュアンスを持つ）として使い分けている。当事者による「異議申立」（コーカッカーン）は欠席裁判の場合に、後に法廷での審理判決をやり直すよう求める申立。255条、256条参照。

²⁶⁷ 「合理的な理由」＝「ヘッポンティースーアトゥーダイ」。「ヘッポン」は「理由」、「スーアトゥーダイ」は「信用できる」。脚注131参照。

を却下²⁶⁸する命令を發し、原告は当該事件について訴えを提起する権利を失う。

被告若しくは[その]代理人又は被告側の第三者において、十分な理由²⁶⁹なく三回に渡り召喚状に従って裁判所に出頭しないとき又は新しい住所を村当局に知らせることなく従前の住所から逃亡したために出頭しないときは、裁判所は連行状を發行し又は被告欠席のまま判決することができる。

第154条（改訂） 当事者が召喚状に従って出頭した場合の手続

当事者又は当事者の代理人が召喚状に従って裁判所に出頭した場合、裁判所はその当事者の事件に関して、確認を行い²⁷⁰、供述を録取し、説明を聞き、指示を出し又は証拠などを見る。必要があれば、この法律の109条に定めるところに従い対質も行う。

第IX編

預入金²⁷¹及び裁判費用

第155条（新設） 預入金及び裁判費用

預入金とは、当事者又は第三者が、訴状又は控訴申立書を提出する際に、裁判所に預け入れるものであって、訴訟手続の便宜のために使われる。

²⁶⁸「事件を却下」＝「サツミヤンカディー」。法廷での審理に至らず訴えを退けるもの。193条3号参照。

²⁶⁹「十分な理由」＝「ヘッポンピャンポー」。2項と異なる表現を使っているのは修辞上の配慮であって、異なることに意味はないと思われる。なお、ラオスにおいて「十分な理由」と「合理的な理由」に程度の差があると考えられているとか、使い分けているといったことはない。

²⁷⁰「確認」＝「クワッガー」。「審査」「チェック」などの意味。ここではこの後に「供述録取」や「説明の聞き取り」が並記されていることから、そこまでに至らないような確認や書面等のチェックなどを広く指すように思われる。

²⁷¹「預入金」＝「グンワーンサーン」。この語の意味は若干変遷があるように思われる。裁判費用法（No. 07/NA, 2006年12月27日）においては、明確とは言えないが、裁判費用の一部を事前に納める趣旨でこの「グンワーンサーン」を設けたのではないかとと思われる部分がある。すなわち、同法22条以下で、民事裁判において「グンワーンサーン」の支払いを予定しているにもかかわらず、同法1章総則において裁判費用にしか言及がないことや、同法17条において裁判費用の中身として「グンワーンサーン」を挙げていないこと、同法17条及び22条からは両者の用途の多くが重複することなどは、「グンワーンサーン」が裁判費用として列挙されている用途とは別の用途に使われるものではなく、裁判費用そのものに充てる趣旨であったことをうかがわせる（他方で、厳密には両者の用途で重複しないものも存在し、それが後の実務の考え方の根拠となっている）。その観点からは「予納金」と訳すべきものであったと言える。しかしながら、実務は両者を全くの別物と扱っていたようであり、2013年にJICAプロジェクトで集中的にこの点を議論した際の結論としては、ラオス側は両者を異なる制度であると結論づけた。すなわち、当事者は、裁判費用は裁判費用として支払う必要があるのに加え、訴訟の初期段階において「グンワーンサーン」も別途支払わなければならないということである。起草者の説明によると、本改正民法はこの理解に基づき起草されている。この結論を前提とすると、「予納金」と訳すのは適切ではなく、本訳では「預入金」と訳した。なお、現実には裁判費用の用途と「グンワーンサーン」の用途は多くが重なるため、「グンワーンサーン」から支払ったときは、その分、裁判費用が安くなる関係にあることが多く、また両者の最終的な負担者も同じであることから、実際には予納金として理解できる部分が大半ではあるが、実務家の理解として、裁判費用と「グンワーンサーン」が異なる制度であるということは留意が必要と思われる。

裁判費用とは、当事者又は第三者が、訴訟手続において支払わなければならない費用であり、国に対する税金²⁷²、訴訟手続に関わる費用、訴訟手続に招聘される²⁷³者に対する費用及び書類又はその写し等の為の費用からなる。

第156条（新設） 預入金の徴収

裁判所は、民事訴訟の原告に対して、一度に200,000キープを超えない額を裁判所に預け入れることを指示する²⁷⁴。

預入金は以下に使われる。

1. 召喚状の送付
2. 書類の送付及び事件記録ファイル²⁷⁵
3. その他、民事訴訟手続において必要と判断されるものの支払い

預入金の使用は、管理帳簿を作成して事件を法廷における尋問手続に付する前に集約しなければならない。預入金に支出後の残金があるときは返金しなければならない。

預入金の徴収、管理及び支出については、別途定める。

第157条（新設） 裁判費用の徴収

敗訴者が負担する国に対する税金のほか、訴訟手続に関わる費用、訴訟手続に招聘される者に対する費用及び書類又はその写し等の為の費用は、裁判所に証拠収集²⁷⁶を申し出る者が仮に支払う²⁷⁷。裁判所において、情報収集、証拠の鑑定又は証人その他の関係者を召喚して出頭、供述させることが必要であると判断するときは、原告に仮に支払わせる。

控訴申立又は破棄申立をする当事者は、控訴申立費用又は破棄申立費用を負担しなければ

²⁷² 「国に対する税金」＝「アーゴーンコーンラット」。「アーゴーン」は「税金」。日本の「印紙代」に当たる。

²⁷³ 「招聘」＝「スーンカオフワム」。直訳は「参加するよう招待される」。日本語の「招聘」はすでに「参加する」の意味を含むため「招聘」とのみ訳している。

²⁷⁴ 「指示する」＝「ガムノット」。「ガムノット」は直接的には「規定する」という訳語が最も近い。個々の事項を法律で定める場合に「ガムノット」という他、法定の期間のことも「ガムノットウェラー」（「ウェラー」は期間）という。さらに、当局など、権限を持つ者がその権限に基づき何かを決定する場合も、（固い言い方として）「ガムノット」を使う場合がある。本条は最後の用例に近いのではないかと思われ、「指示する」の訳語を充てたが、実際のニュアンスは以上のように「規定する」といった固いニュアンスを伴う。

²⁷⁵ ラオ語上は、「書類及び事件記録の送付」とも訳せるが、現実には事件記録を送付することは稀であること及び実務上事件記録のためのファイルそのものをこの費用から購入していること（最も主要な用途とすら言える）から、おそらくは「書類の送付のための費用」と「事件記録ファイルの費用」が並列であろうと思われる。

²⁷⁶ 「証拠収集」＝「パゴープラクターン」。証拠収集は通常「ゲップカム（コームーン）ラクターン」と「ゲップカム」を使うのが一般的。「パゴープ」は第一義的には「構成する」という意味であるが、そこから（あるものの構成要素とすべく）「集める」、「提出する」、「役割を果たす」といった意味でも使われる。ここでも「証拠収集」を意味すると捉えるのが素直であろうと思われる。

²⁷⁷ 「仮に支払わせる」＝「ジャーイゴーン」。直訳は「先に支払わせる」。最終的には敗訴者が負担する（160条4項）という意味での「先に」であることから「仮に」と訳した。

ばならない²⁷⁸。控訴審又は破棄審の訴訟手続にかかる費用は、申し立てる者²⁷⁹が仮に支払う。裁判所が必要であると判断するときは、控訴又は破棄を申し立てる者が仮に支払う。

第158条（新設） 各審級における預入金及び裁判費用の徴収

第一審裁判所は、第一審裁判所における訴訟手続に関する預入金及び裁判費用並びに控訴申立費用を徴収する。

控訴審裁判所は、控訴審裁判所における訴訟手続に関する預入金及び裁判費用並びに破棄申立費用を徴収する。

破棄審裁判所は、必要な場合に、破棄審裁判所における訴訟手続に関する裁判費用を徴収する。

裁判費用を徴収する際は、金額及び用途を明記し、支払者と受領者の確認の署名の入った領収証を作成しなければならない。

第159条（新設） 人民裁判所における裁判費用の管理

人民裁判所における裁判費用の管理は各審級の書記官がこれを行う²⁸⁰。

控訴申立費用、破棄申立費用を徴収したときは、納付・領収証²⁸¹を作成して事件記録に綴り、当該金員を国家予算として納付しなければならない。

第160条（新設） 裁判費用の支出

訴訟手続内における裁判費用の支出は、規則に基づき且つ当該裁判部の承認を得てしなければならない。

裁判費用の支出は、計画的、合目的的に行い、適正な納付—領収証を作成し且つ事件を法廷における尋問手続に付する前に書面による集約を完了しなければならない。

合議体²⁸²は、裁判費用の支出について、第一審判決又は上訴審判決の中で詳細に判断しなければならない。

敗訴者は、第一審判決又は上訴審判決に従い、預入金及び裁判費用について責任を負う。

²⁷⁸ 「控訴申立費用」及び「破棄申立費用」はいずれも印紙代（第一審の「国に対する税金」）に当たると思われる。159条2項参照。

²⁷⁹ 「申し立てる者」＝「プーホーンコー」。直訳している。第三文からわかるように、「控訴審 / 破棄審を申し立てる者」ではなく、前項同様、「各手続を申し立てる者」という趣旨と思われる。このように直前の文章と同じ内容になるときに、理解可能であるとして大幅に言葉を省略することはラオスの法律では珍しくない。

²⁸⁰ 直訳すると「書記官が、その審級の人民裁判所における裁判費用の管理をする者である」。

²⁸¹ 「納付・領収証」＝「バイモープーハップ」。「バイモープ」は「納付証」、「バイハップ」は「領収証」にあたる。二通を指しているのではなく、「領収証」をくどく（正確に）述べているに過ぎないと思われる。

²⁸² 「カナサーン」。この言葉の多義性については脚注49参照。ここでは文脈上判決の主体を指すので「合議体」であると思われる。